

---

# 北海道市町村入札参加資格共同審査申請の手引き

---

## (建設工事編)

### 令和5・6年度申請

2023年11月22日 改定

---

北海道市町村入札参加資格共同審査協議会

---



## 目次

1.	入札参加資格共同審査の概要	1
2.	工事の入札参加資格審査を申請するために必要な資格要件	2
3.	入札参加資格審査の申請について	10
3-1	申請の方法	10
3-2	システム利用申請及び電子申請入口	10
3-3	共同審査に関するお問い合わせ	10
3-4	申請の流れ	11
3-5	申請にあたっての注意事項	12
3-6	申請が可能な業種	13
4.	入札参加資格申請の受付期間と審査基準日	13
4-1	システムによる電子申請の受付期間	13
4-2	審査基準日	13
5.	入札参加資格の有効期間	14
6.	入札参加資格申請に必要な提出書類	14
6-1	共通書類	14
6-2	協同組合等の場合に必要書類	15
6-3	自治体別共通書類一覧表（建設工事）	16
7.	共通書類提出に関する注意事項	23
①	【様式2】経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）	23
②	【様式3】工事経歴書	25
③	【様式3の2】工事経歴書集計表	26
④	【様式4】建設工事技術者名簿（道内関係分）	27
⑤	【様式5】代表者身分証明書	28
⑥	【様式6】登記事項証明書	28
⑦	【様式7】建設業許可通知書	29
⑧	【様式7の1】建設業許可申請書の別紙一	30
⑨	【様式7の2】建設業許可申請書の別紙二（1）または（2）	31
⑩	【様式11】使用印鑑届	32
⑪	【様式12】暴力団排除に関する誓約書	33
⑫	【様式13】年間委任状	34
⑬	【様式14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	35
⑭	【様式17】資本関係・人的関係調書	36
⑮	【様式18】印鑑証明書	38
⑯	【様式19】決算書（財務諸表）	38
⑰	【様式20】納税証明書	38
⑱	【様式組-1】組合構成員名簿	39
⑲	【様式組-2】官公需適格組合証明書	39
⑳	【様式組-3】定款または寄付行為	39

## 目次

8.	個別書類作成の注意事項-----	40
9.	発注者別評価事項審査（主観的事項審査）-----	47
9-1	発注者別評価事項審査の審査対象者の要件-----	47
9-2	発注者別評価事項審査に必要な提出書類-----	48
10.	定期受付終了後の新規申請受付について-----	53
10-1	随時受付及び中間年受付の電子申請受付期間-----	53
10-2	随時受付、中間年受付を実施する自治体-----	54
10-3	随時受付及び中間年受付の審査基準日と資格の有効期間-----	55
10-4	随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項-----	56
11.	申請先自治体の連絡先一覧-----	57
	様式集（建設工事編）-----	59

## 1. 入札参加資格共同審査の概要

この申請手続きは、令和5年度、令和6年度に表-1「北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体」に示す自治体を実施する建設工事の請負に係る競争入札に参加を希望する方について、入札参加資格申請書の**共同受付**と、申請内容の**形式審査**を行うものです。

表-1 北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加自治体

地域	自治体数	参加自治体
石狩・空知	7市町村	江別市、赤平市、深川市、北広島市、新篠津村、長沼町、新十津川町
後志	6市町村	小樽市、島牧村、蘭越町、ニセコ町、泊村、余市町
渡島・檜山	10町	松前町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、上ノ国町、厚沢部町、今金町、せたな町
胆振・日高	8市町	伊達市、白老町、厚真町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町
上川	8市町	旭川市、士別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町、東川町、上富良野町、中富良野町
留萌	2町	小平町、羽幌町
宗谷	5市町	稚内市、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、利尻富士町
オホーツク	12市町村	北見市、網走市、紋別市、美幌町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、滝上町、西興部村、雄武町、大空町
十勝	5町	音更町、鹿追町、新得町、芽室町、足寄町
釧路・根室	7町村	釧路町、標茶町、鶴居村、別海町、中標津町、標津町、羅臼町

形式審査とは、申請事項や証明書類等の不備や脱漏、経審点の確認などを行うものであり、**形式審査の通過をもって入札参加資格者名簿への登載や工事の発注を約束するものではありません**。形式審査後、各自治体での審査を経て、入札参加資格者名簿に登載されます。各自治体での審査結果、名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

### 注意

**共同審査においては、共同企業体の申請受付、審査は行っておりません**。共同企業体の申請は、単体としての入札参加資格が必要となりますので、**経常建設共同企業体の資格審査実施の有無、申請要件、日程、受付方法等は各自治体にご確認ください**。

## 2. 工事の入札参加資格共同審査に申請するために必要な資格要件

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号（以下、「政令」という。））第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
  - ② 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - ③ 納付すべき税（国税、都道府県税、市町村税）の滞納がないこと。
  - ④ 健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)に基づく厚生年金保険及び雇用保険法(昭和49年法律第116号)に基づく雇用保険(これらの保険のうち、適用を除外されているものを除く。)に加入していること。
  - ⑤ 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者でないこと。
  - ⑥ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。また、受任先を設定する場合は、受任先において申請する工種に係る建設業の許可を有していること。
  - ⑦ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けていること。また、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の通知において申請する工種の総合評定値（P点）があること。
  - ⑧ 資格要件の特例  
中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定に基づき設立された**事業協同組合**及び**企業組合**並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)の規定に基づき設立された**協業組合**が次のいずれかに該当するときは、上記に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。  
ア) 中小企業庁（各地方経済産業局等）が行う官公需の受注に係る適格組合証明を有するとき。  
イ) 企業組合及び協業組合にあつては、競争入札参加資格者である者が構成員の過半数を占めているとき。
- ・ 上記①～⑧以外に各自治体が個別に定める資格要件について表－2に示します。

表-2 自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
石狩・空知	江別市	営業年数は問わない。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。ただし、経営事項の審査において3年平均を採用している場合は、直前2年を直前3年と読み替えることができるものとする。	
	赤平市	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	資格審査の申請をする日の1年7月前の日の直後の営業年度の終了の日以降に受けた経営事項審査の申請日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	深川市	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいること。	審査基準日の直前2年度（24月に満たない場合は3年度）の決算において完成工事高を有していること。	市内、北空知4町（妹背牛町・秩父別町・北竜町・沼田町）又は幌加内町に本社・本店があること。ただし、舗装工事については、支店等がある場合も該当とする。
	北広島市	審査基準日において建設業許可を受けた後引き続き1年以上その事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	
	新篠津村			
	長沼町	審査基準日において建設業許可を受けてから、2年以上当該建設業を営んでいること。	審査基準日の直前2年度の決算において完成工事高を有していること。	
	新十津川町	審査基準日において建設業許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	資格審査の申請をする日の1年7月前の日の直後の営業年度の終了の日以降に受けた経営事項審査の申請日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	小樽市	審査基準日において建設業許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高があること。	受任者を設定する場合は、受任者として指定できるのは市内の支店及び営業所等のみとします。
	島牧村	審査基準日において建設業許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	蘭越町	審査基準日において建設業許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	二七二町	建設業法による許可を有する建設業者で、審査基準日において、許可を受けてから1年以上その事業を営んでいること。	建設業法により国土交通大臣又は都道府県知事が行う経営に関する客観事項の審査を受け、その結果通知を有しており、かつ、その結果通知の基準日（＝決算日）が令和3年（2021年）9月2日以降であること及び経営事項審査において、工事種別に対応する完成工事高があること。	
	泊村			
	余市町	審査基準日において建設業許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	

後志

表-2 自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
	松前町			
	木古内町	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その営業を行っていること。	審査基準日の直前2年度の決算において完成工事高を有していること。	
	七飯町			
	鹿部町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	森町	審査基準日において建設業許可を受けて1年以上、当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。ただし、経営事項の審査において3年平均を採用している場合は、直前2年を直前3年と読み替えることができるものとする。 町内業者（森町に本店を有する者をいう。）は、申請工種において、直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、完成工事高を有していること。ただし、経営事項審査の総合評定値（P点）を有する者はこの限りでない。	
	八雲町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上その営業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。（3年平均を採用した場合でも、あくまで直前2年の各事業年度のいずれかの決算において完成工事高を有していること。）	
	上ノ国町			
	厚次部町			
	今金町			
	せたな町			



表-2 自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
	伊達市	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書において、申請する工種の完成工事高があること。	
	白老町	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	厚真町			
	新冠町			
	浦河町			
	様似町			
	えりも町			
	新ひだか町	審査基準日において建設業許可を受けてから引き続き1年以上その事業を営んでいること。	完成工事高は問わない。	

胆 振 ・ 日 高

表-2 自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
上 川	旭川市	審査基準日において建設業許可を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	士別市	審査基準日において建設業の許可を受けてから引き続き2年以上その事業を営んでいること。なお、本社から支店等に権限を委任する場合は、当該支店等が建設業の許可を受けていること。	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	富良野市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	完成工事高は問わない。	
	鷹栖町	審査基準日において引き続き2年以上その事業を営んでいること。ただし、前年度に資格を得ている者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定により設立された協業組合（以下「協業組合」という。）は、この限りでない。	完成工事高は問わない。	
	東神楽町			
	東川町			
	上富良野町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	中富良野町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。ただし、中富良野町内に建設業の許可上の主たる営業所又は営業所を有する者は、この限りでない。	
留 萌	小平町	審査基準日において建設業許可を受けてから引き続き1年以上その事業を営んでおり、かつ、その事業の事業高がある者であること。	左記による	
	羽幌町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	

表-2 自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
	稚内市	審査基準日において建設業許可を受けてから引き続き2年以上の事業を営んでいること。	完成工事高は問わない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に該当し、その事実があった日から2年を経過していない者でないこと。</li> <li>市の財産貸付に係る土地貸付料、埋立地貸付料又は建物貸付料を滞納している者でないこと。また、これを不当に利用するなどしている者でないこと。</li> <li>役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者でないこと。</li> <li>複数の工事種類に登録申請する場合は、一つの工事契約ごとに資格を有する技術者を専任で配置できる者であること。</li> </ul>
	浜頓別町	営業年数は問わない。	完成工事高は問わない。	
	中頓別町			
	枝幸町	建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。	<p>町内に事業所を置く業者で、建設工事の希望の他に、造林、町道等維持管理、道路清掃、側溝・管渠等清掃、町道除排雪、公共施設等除雪、公園施設等管理、道路路肩草刈等、町有地草刈、量水器取替、選挙ボスター掲示板を希望する場合は、個別様式「その他業務等入札参加資格審査申請書付表」を提出すること。</p> <p>■資格における要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>町道等維持管理業務は、土木事業の許可を有し、土木施工管理技士又は建設機械施工技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。</li> <li>公園施設等管理業務は、造園施工管理技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。</li> <li>量水器取替業務委託は、管工事業の許可を有し、枝幸町指定給水装置工事事業証の交付を受けていること。</li> </ul>
	利尻富士町	営業年数は問わない。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	

宗谷

表-2 自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
	北見市	審査基準日において建設業許可を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。	
	網走市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書の通知において、申請する工種の完成工事高を有していること。ただし、土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事については市内業者に限り、工事完成高の有無は問わないものとする。	
	紋別市	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年または3年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	美幌町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	斜里町			
	清里町			
	小清水町			
	訓子府町			
	滝上町			
	西興部村	審査基準日において建設業許可を受けてから、引き続き2年以上その事業を営んでいること。	審査基準日の直前2年度（24月に満たない場合は3年度）の決算において完成工事高を有していること。	
	雄武町			
	大空町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営状況が不健全であると認められる者でないこと。</li> <li>町長が競争入札参加資格者として不適当であると認める者でないこと。</li> </ul>

表-2 自治体が個別に定める資格要件

※記載がない箇所については各自治体にお問合せください。

地域	自治体名	営業年数に関すること	完成工事高に関すること	その他の要件
十勝	音更町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	申請する工種について、完成工事高があること。	
	鹿追町			
	新得町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	
	芽室町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	申請する工種について、完成工事高があること。	
	足寄町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、完成工事高があること。	
	釧路町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。ただし、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）はこの限りではない。	完成工事高は問わない。	・釧路町から課税されている全税目について、未納がないこと。 ・釧路町から課税されている町道民税について、特別徴収を実施していること。（釧路町民を5名以上通年雇用している者のみ）
	標茶町	審査基準日において建設業の許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。		
	鶴居村			
	別海町	審査基準日において、建設業の許可を有している者で、かつ、その建設業の許可を受けてから2年以上その事業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。	
	中標津町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高があること。（3年平均を採用した場合でも、あくまで直前2年の各事業年度のいずれかの決算において完成工事高を有していること。）	
釧路・根室	標津町	審査基準日において建設業の許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の結果通知において、申請する工種について、基準決算期又は基準決算期以前の決算期のいずれかに完成工事高を有していること。	
	羅臼町	審査基準日において建設業許可を受けてから2年以上当該建設業を営んでいること。	経営事項審査の申請をした日の直前の営業年度終了の日の直前2年の各営業年度のいずれかの決算において、申請する工種に係る完成工事高を有していること。	

### 3. 入札参加資格審査の申請について

#### 3-1 申請の方法

- ・ インターネットを活用した電子申請により受付を行います。
- ・ 電子申請では北海道市町村入札参加資格共同審査システム※（以下、「システム」という。）により、複数の自治体に一括して申請を行うことができます。  
※共同審査システムの頭文字よりジェクサス（JEXAS） 共同審査システム=Joint EXAmination System
- ・ システムの利用にあたっては、「3-2 システム利用申請及び電子申請入り口」に記載されているURLより利用登録を行ってください。利用登録時には本人確認のため、3ヶ月以内に発行された「**印鑑証明書**」と「**履歴事項全部証明書**」（**個人事業主の場合は「身分証明書**）が必要となりますので予めご用意願います。
- ・ 利用登録申請を行ってから数日以内にログインIDとパスワードが電子メールで通知されます。2～3日経っても通知がない場合は、お手数ですが**011-733-2322**又は**kyoshin@hoctec.or.jp**までご連絡ください。
- ・ システムにログインし、手順に従って必要項目の入力を行い、提出書類を添付してください。添付書類のデータ形式は「**PDF形式**」に**限定**します。ExcelやWordなど他の形式では添付できませんのでご注意ください。
- ・ 一般財団法人北海道建設技術センター（以下、「センター」という。）が形式審査を行い、申請内容や添付書類の不備が見つかった場合、申請は「不受理」となり、不受理の理由とともに、申請者に電子メールで不受理通知が届きますので、不受理の理由を確認のうえ、不備の修正を行い再申請してください。
- ・ 形式審査を通過し、申請が「受理」されると電子メールで審査完了通知が届きます。

#### 3-2 システム利用申請及び電子申請入り口

<北海道市町村入札参加資格共同審査ポータル>

URL : <http://www.hoctec.info/kyoshin/>

#### 3-3 共同審査に関するお問い合わせ

一般財団法人 北海道建設技術センター 技術部審査課 入札参加資格審査担当

TEL : **011-733-2322**

E-mail : [kyoshin@hoctec.or.jp](mailto:kyoshin@hoctec.or.jp)

電話によるお問い合わせは、9：00から17：00まで。（土日・祝日を除く）

メールによるお問い合わせは24時間送信可能です。

### 3-4 申請の流れ

・申請の流れを図-1に示します。

図-1 申請の流れ

順序	誰が	申請フロー	システムの状態	入力
①	申請者	未登録 → <b>利用登録</b> <a href="https://www.hoctec.info/kyoshin/">https://www.hoctec.info/kyoshin/</a> → 登録済み	—	—
②	申請者	<b>システム利用申請</b>	—	—
③	申請者	<b>ID・パスワード取得</b>	—	—
④	申請者	← 未登録/登録済み → <b>ログイン</b> <a href="https://con.kyoshin-hkd.jp/cmp/">https://con.kyoshin-hkd.jp/cmp/</a>	—	—
⑤	申請者	<b>申請情報入力</b>	編集可能	可
⑥	申請者	<b>申請情報確認</b>	編集可能	可
⑦	申請者	<b>申請ボタン押下</b> ※注1	ロック	不可
⑧	センター	<b>申請受付</b>	ロック	不可
⑨	センター	受理 → <b>形式審査</b> → 不受理	ロック	不可
⑩	センターから申請者へ	受理 → <b>審査完了通知</b> ※注2 不受理 → <b>不受理通知</b> ※注3 不受理の理由と共に申請者へ通知	ロック	不可
⑪	自治体	<b>各自治体による審査</b>	ロック	不可
⑫	自治体	<b>名簿登載</b> ※注4	ロック	不可
⑬		<b>END</b>	ロック	不可

#### 【用語の定義】

申請受付・・・申請者が申請ボタンを押し、センターの形式審査が開始されていない状態

受理・・・申請内容や添付書類に不備がなく、形式審査が完了した状態

不受理・・・申請内容や添付書類に不備があり、修正後、再申請が必要な状態

#### 【注意事項】

- ※注 1 申請ボタンを押すとシステムがロックされて申請入力（修正）は出来なくなりますので、申請内容をよくご確認のうえ申請ボタンを押してください。
- ※注 2 形式審査を通過し、申請が受理されると、それ以降もロック状態は継続され、基本的に申請内容の修正はできません。
- ※注 3 申請内容の不備により不受理になると、ロックは解除され、申請入力（修正）が可能となります。
- ※注 4 各自治体での審査結果によっては名簿登載とならない場合があります。名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

申請が受理された後に、申請先自治体の追加削除や希望工種の追加削除、発注者別評価事項審査（主観的事項審査）の添付資料追加など、申請内容の修正を行いたい場合はシステム管理者に連絡し、ロック解除手続きを行ってください。

### 3 - 5 申請にあたっての注意事項

- ・ **紙による申請は一切受け付けておりません。**インターネットによる電子申請が困難な場合は、各申請先自治体の窓口へお問い合わせください。（表 - 1 6 自治体連絡先一覧）
- ・ 申請にあたっては、支店等単位ではなく、本店でとりまとめるなどして、「**1 申請者・1 入札参加資格審査申請書**」で申請してください。
- ・ 複数の自治体に申請する場合、自治体ごとに異なる支店等で申請することはできますが、**一つの自治体に対して、複数の営業所から申請することはできません**ので注意してください。
- ・ 申請内容や申請に必要な添付書類の不足等で、問い合わせをすることがありますので、申請いただく全ての書類の原本または写しを保管するようにしてください。
- ・ 書類に不備又は誤記等がある場合は受付期間内に補正等をしていただかない限り、受付できません。
- ・ 申請していただいた各項目のうち、明白かつ軽微な誤字、脱字等の不備については、補正をさせていただくことがあります。
- ・ **申請書類に虚偽の記載をしたり、又は重要な事実の記載をしなかった場合には、入札参加資格の認定が受けられず、また、認定後発覚した場合には、資格が取り消されることがあります。**
- ・ 行政書士など、第三者による代行申請も可能ですが、その場合は、必ず【様式 1 4】**競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状**を提出してください。



### 3-6 申請が可能な業種

- ・ システムで申請できる建設工事の業種は表-3に示す**29種類に限り**ます。
- ・ 表-3以外の業種の申請については各申請先自治体にお問い合わせください。

表-3 申請可能な建設工事の種類

番号	業 種	番号	業 種
1	土 木 一 式	16	ガ ラ ス
2	建 築 一 式	17	塗 装
3	大 工	18	防 水
4	左 官	19	内 装 仕 上
5	とび・土木・コンクリート	20	機 械 器 具 設 置
6	石	21	熱 絶 縁
7	屋 根	22	電 気 通 信
8	電 気	23	造 園
9	管	24	さ く 井
10	タイル・れんが・ブロック	25	建 具
11	鋼 構 造 物	26	水 道 施 設
12	鉄 筋	27	消 防 施 設
13	舗 装	28	清 掃 施 設
14	し ゅ ん せ つ	29	解 体
15	板 金		

## 4. 入札参加資格申請の受付期間と審査基準日

### 4-1 システムによる電子申請の受付期間

- ・ **令和4年12月12日（月）から令和5年1月31日（火）まで**
- ・ 受付期間中、電子申請は24時間受け付けています。ただし、開始日は9：00から、最終日は17：30までとなります。

※受付期間を過ぎると、システムによる電子申請が出来なくなります。締切日付近に申請を行うと、不受理となった場合、再申請が締切日に間に合わないことも考えられますので、時間に余裕をもって申請するようお願いいたします。

### 4-2 審査基準日

- ・ 令和5・6年度入札参加資格申請における**審査基準日は令和4年12月1日**です。

## 5. 入札参加資格の有効期間

- ・ 令和5・6年度入札参加資格の有効期間は令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。
- ・ 入札参加資格の有効期間中に申請事項に変更があった場合は、入札参加資格の再審査又は申請内容の変更届が必要となります。詳しくは「**北海道市町村入札参加資格共同審査 変更申請の手引き**」を参照してください。

## 6. 入札参加資格申請に必要な提出書類

- ・ 入札参加資格の申請に必要な提出書類には複数の申請先自治体に対し、共通して提出する**共通書類**と、個別の申請先自治体においてのみ必要とされる**個別書類**があります。
- ・ 提出書類は①システムから自動で作成されるもの、②ExcelやPDFの標準書式から申請者が作成するもの、③公共機関等が発行する証明書等に分類されます。

### 6-1 共通書類

- ・ 共通書類とは、複数の申請先自治体に対し、共通して提出する様式・証明書等のことをいいます。共通書類の一覧を表-4に示します。

表－４ 共通書類一覧

様式番号	分類	提出書類		備考	ひな形	
【様式１】注1	自動作成	建設工事等競争入札参加資格審査申請書（表紙）			-	
【様式２】	証明書等	総合評価値通知書（経営事項審査結果通知書）			-	
【様式３】	申請者が作成	工事経歴書		直前２年度決算分	有	
【様式３の２】	申請者が作成	工事経歴書集計表			有	
【様式４】注2	申請者が作成	建設工事技術者名簿			有	
【様式５】	証明書等	代表者身分証明書		個人の場合	-	
【様式６】	証明書等	履歴事項全部証明書		法人の場合	-	
【様式７】	証明書等	建設業許可通知書			-	
【様式７の１】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）		法人の場合	-	
【様式７の２】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（１）又は（２）（営業所一覧表）			-	
【様式９】注1	自動作成	建設工事入札参加資格審査申請書付票			-	
【様式１１】注3	申請者が作成	使用印鑑届			<a href="#">システムからダウンロード</a>	
【様式１２】注3	申請者が作成	暴力団排除に関する誓約書			<a href="#">システムからダウンロード</a>	
【様式１３】注3	申請者が作成	年間委任状		受任者に権限を委任する場合	<a href="#">システムからダウンロード</a>	
【様式１４】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状		行政書士が代理申請する場合	有	
【様式１７】注4	申請者が作成	資本関係・人的関係調書			有	
【様式１８】	証明書等	印鑑証明書			-	
【様式１９】	証明書等	決算書（財務諸表）		直前２年度決算分	-	
【様式２０】	証明書等	納税証明書（未納、滞納がないことの証明）	国税 （法人税・消費税）	個人【その３の２】	個人の場合	-
	法人【その３の３】			法人の場合	-	
	証明書等		都道府県税	本店		-
	証明書等			受任者	受任者に権限を委任する場合	-
	証明書等		市町村税	本店		-
	証明書等			受任者	受任者に権限を委任する場合	-

提出書類はすべてPDF形式にしてシステムにアップロードしてください。

※注1 【様式１】建設工事等競争入札参加資格審査申請書と【様式９】建設工事入札参加資格審査申請書付票はシステムで自動作成されますので作成・添付は不要です。

※注2 従来の市町村標準様式【様式４】でも可です。

※注3 【様式１１】使用印鑑届、【様式１２】暴力団排除に関する誓約書、【様式１３】年間委任状はシステムからダウンロードし、押印したものをPDF形式で添付してください。

※注4 【様式１７】資本関係・人的関係調書は他の申請者との資本関係又は人的関係がある場合に提出してください。資本関係・人的関係がない場合はシステムで自動作成されますので作成・添付は不要です。

## 6-2 協同組合等の場合に必要書類

- 申請者が協同組合等の場合は、共通書類に加えて表－５に示す書類が必要な自治体があります。

表－５ 申請者が協同組合等の場合に必要書類

様式番号	分類	提出書類	備考	ひな形
【様式 組-1】	申請者が作成	組合構成員名簿		有
【様式 組-2】	証明書等	官公需適格組合証明書	官公需適格組合の証明を受けている場合	-
【様式 組-3】	証明書等	定款または寄付行為		-

### 6-3 自治体別共通書類一覧表（建設工事）

- ・ 自治体別の共通書類一覧（建設工事）を表-6に示します。



表-6 自治体別共通書類一覧(建設工事) 渡島・檜山地域

様式番号	分類	提出書類	松前町		木古内町		七飯町		鹿部町		森町		八幡町		上ノ国町		厚沢部町		今金町		せたな町		備考	
			法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人		
【様式2】	証明書等	総合許史種通知書(経営事項審査結果通知書)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
【様式3】	申請者が作成	工事経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直前2年度決算分	
【様式3の2】	申請者が作成	工事経歴書集計表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
【様式4】	申請者が作成	建設工事技術者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
【様式5】	証明書等	代表者身分証明書	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	個人の場合	
【様式6】	証明書等	履歴事項全部証明書	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	法人の場合	
【様式7】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部除業届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設業許可のうち一部を除業した場合は一部除業届も必要	
【様式7の1】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一(役員一覧表)	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	法人の場合	
【様式7の2】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二(1)又は(2)(営業所一覧表)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	不要	
【様式1.1】	申請者が作成	使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
【様式1.2】	申請者が作成	罪ノ内排除に関する誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
【様式1.3】	申請者が作成	年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合	
【様式1.4】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合	
【様式1.7】	申請者が作成	資本関係・人的関係調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資本関係・人的関係がある場合	
【様式1.8】	証明書等	印鑑証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直前2年度決算分	
【様式1.9】	証明書等	決算書(財務諸表)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直前2年度決算分	
【様式2.0】	証明書等	国税 (法人税・消費税)	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	個人の場合	
	証明書等		○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	法人の場合	
	証明書等	都道府県税 納税証明書(未納、滞納 がないことの証明)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合	
	証明書等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合	
	証明書等	市町村税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	証明書等		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要書類

様式番号	分類	提出書類	松前町		木古内町		七飯町		鹿部町		森町		八幡町		上ノ国町		厚沢部町		今金町		せたな町		備考
			組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人			
【様式 組-1】	申請者が作成	組合補成員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
【様式 組-2】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の証明を受けている場合
【様式 組-3】	証明書等	定款または協定行為	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表-6 自治体別共通書類一覧（建設工事） 胆振・日高地域

様式番号	分類	提出書類	伊達市		白老町		厚真町		新冠町		浦河町		機似町		えりも町		新ひだか町		備考
			法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	
【様式2】	証明書等	総合評価通知書（経営事項審査結果通知書）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
【様式3】	申請者が作成	工事経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直前2年度決算分
【様式3の2】	申請者が作成	工事経歴書集計表	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
【様式4】	申請者が作成	建設工事技術者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	個人の場合
【様式5】	証明書等	代表者身分証明書	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	法人の場合
【様式6】	証明書等	履歴事項全部証明書	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	建設業許可のうち一部を廃業した場合は一部廃業届も必要
【様式7】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部廃業届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	法人の場合
【様式7の1】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）	不要	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	法人の場合
【様式7の2】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（1）又は（2）（営業所一覧表）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
【様式1.1】	申請者が作成	使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
【様式1.2】	申請者が作成	暴力団排除に関する誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
【様式1.3】	申請者が作成	年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	委任者に権限を委任する場合
【様式1.4】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合
【様式1.7】	申請者が作成	資本関係・人的関係調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資本関係・人的関係がある場合
【様式1.8】	証明書等	印鑑証明書	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
【様式1.9】	証明書等	決算書（財務諸表）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直前2年度決算分
【様式2.0】	証明書等	国税 (法人税・消費税)	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	個人の場合
	証明書等		個人【その3の2】	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	法人の場合
	証明書等	納税証明書（未納・滞納がないことの証明）	法人【その3の3】	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	
	証明書等		本店	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	委任者に権限を委任する場合
	証明書等		委任者	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	不要	
証明書等	本店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
証明書等	委任者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	委任者に権限を委任する場合	

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要書類

様式番号	分類	提出書類	伊達市		白老町		厚真町		新冠町		浦河町		機似町		えりも町		新ひだか町		備考
			組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人			
【様式 組-1】	申請者が作成	組合構成員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
【様式 組-2】	証明書等	官公需規格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	官公需規格組合の証明を受けている場合
【様式 組-3】	証明書等	定款または寄付行為	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの





表-6 自治体別共通書類一覧（建設工事） オホーツク地域

様式番号	分類	提出書類	北見市		網走市		紋別市		美幌町		斜里町		清里町		小清水町		訓子府町		滝上町		西岡郡村		雄武町		大空町		備考			
			法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人				
【様式2】	証明書等	総合予定通知書（経営事項審査結果通知書）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
【様式3】	申請者が作成	工事経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	面前2年度決算分			
【様式3の2】	申請者が作成	工事経歴書集計表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
【様式4】	申請者が作成	建設工事技術者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					
【様式5】	証明書等	代表者身分証明書	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	個人の場合			
【様式6】	証明書等	履歴事項全部証明書	○	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	法人の場合			
【様式7】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部除業届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設業許可のうち一部を除業した場合は一部除業届も必要			
【様式7の1】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）	不要	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	法人の場合			
【様式7の2】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（1）又は（2）（営業所一覧表）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
【様式1.1】	申請者が作成	使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
【様式1.2】	申請者が作成	暴力団排除に関する誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
【様式1.3】	申請者が作成	年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合			
【様式1.4】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合			
【様式1.7】	申請者が作成	資本関係・人的関係調査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資本関係・人的関係がある場合			
【様式1.8】	証明書等	印鑑証明書	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
【様式1.9】	証明書等	決算書（財務諸表）	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	面前2年度決算分			
【様式2.0】	証明書等	国税 (法人税・消費税)	個人【その3の2】	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	個人の場合		
	証明書等		法人【その3の3】	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	法人の場合	
	証明書等		都道府県税	本店	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	証明書等			変任者	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	変任者に権限を委任する場合
	証明書等		市町村税	本店	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	証明書等			変任者	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要書類

様式番号	分類	提出書類	北見市		網走市		紋別市		美幌町		斜里町		清里町		小清水町		訓子府町		滝上町		西岡郡村		雄武町		大空町		備考
			組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等		
【様式 組-1】	申請者が作成	組合構成員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
【様式 組-2】	証明書等	官公需適格組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	官公需適格組合の証明を付けている場合
【様式 組-3】	証明書等	定款または寄附行為	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

表-6 自治体別共通書類一覧（建設工事） 十勝地域、釧路・根室地域

様式番号	分類	提出書類	普更町		鹿追町		新得町		芽室町		足寄町		釧路町		樺南町		網走町		中標津町		標津町		羅臼町		備考			
			法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人				
【様式2】	証明書等	総合予定通通知書（経営事項審査結果通知書）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
【様式3】	申請者が作成	工事経歴書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	面前2年度決算分			
【様式3の2】	申請者が作成	工事経歴書集計表	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
【様式4】	申請者が作成	建設工事技術者名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
【様式5】	証明書等	代表者身分証明書	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	個人の場合			
【様式6】	証明書等	履歴事項全部証明書	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	法人の場合			
【様式7】	証明書等	建設業許可通知書の写し、一部除業届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	建設業許可のうち一部を除業した場合は一部除業届も必要			
【様式7の1】	証明書等	建設業許可申請書の別紙一（役員一覧表）	不要	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	-	法人の場合			
【様式7の2】	証明書等	建設業許可申請書の別紙二（1）又は（2）（営業所一覧表）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
【様式11】	申請者が作成	使用印鑑届	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
【様式12】	申請者が作成	暴力団排除に関する誓約書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
【様式13】	申請者が作成	年間委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	受任者に権限を委任する場合			
【様式14】	申請者が作成	競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	行政書士が代理申請する場合			
【様式17】	申請者が作成	資本関係・人的関係調書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	資本関係・人的関係がある場合			
【様式18】	証明書等	印鑑証明書	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
【様式19】	証明書等	決算書（財務諸表）	不要	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	面前2年度決算分			
【様式20】	証明書等	納税証明書（未納・滞納がないことの証明）	個人【その3の2】 法人【その3の3】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	個人の場合			
	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	個人の場合		
	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

申請者が協同組合等の場合に必要書類

様式番号	分類	提出書類	普更町		鹿追町		新得町		芽室町		足寄町		釧路町		樺南町		網走町		中標津町		標津町		羅臼町		備考	
			組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等	個人	組合等			
【様式 組-1】	申請者が作成	組合構成員名簿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
【様式 組-2】	証明書等	官公需連絡組合証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	官公需連絡組合の証明を付けている場合
【様式 組-3】	証明書等	定款または寄附行為	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

※○は必ず添付するもの、○は該当する場合に添付するもの

## 7. 共通書類提出に関する注意事項

- ・ 共通書類を提出（添付）する際は、①～⑭に示す様式ごとの注意事項をよくご確認ください。

### ① 【様式2】経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）

- ・ 建設工事の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。
- ・ 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）は**審査基準日が令和3年9月2日以降のもの**でかつ、複数ある場合はそのうち最新のものを提出してください。ただし、決算期が6月から8月の場合は、申請日時時点で有効かつ最新の経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）を提出することで足りることとします。
- ・ **総合評定値（P点）が無い業種は入札参加資格を希望することが出来ません。**
- ・ 平均完成工事高が0円の場合、その業種の入札参加資格を認めていない自治体がありますので、ご注意ください。（各自治体の資格要件をご確認ください）
- ・ **「健康保険」「厚生年金保険」「雇用保険」のいずれか一つでも未加入がある場合は、申請を行うことはできません。（「有」または「除外」となっていること）**
- ・ 経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の「その他の審査項目（社会性等）」において、「雇用保険加入の有無」「健康保険加入の有無」「厚生年金保険加入の有無」のいずれかに「無」がある場合で、審査基準日までに未加入保険に加入した場合については、各申請先自治体窓口にご相談ください。





### ③ 【様式3の2】工事経歴書集計表

- ・ 建設工事の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。
- ・ 資格を希望する工種だけでなく、**決算報告書に添付したすべての工種について記入**してください。
- ・ 各工種の決算額は【様式3】の建設工事の種類ごとの合計金額と一致します。
- ・ 経審が3年平均の場合でも直前2年度決算分を記入してください。
- ・ 基準決算の合計は、**システム入力項目「直前1年間の建設工事の施工金額」と一致**するようにしてください。

**【様式3の2】工事経歴書集計表のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。**

【様式3の2】

工 事 経 歴 書 集 計 表

（建設工事のみ） （単位：千円）

経 審 対 象 建 設 業	基 準 決 算 以 前 の 決 算	基 準 決 算	備 考
見本			
合 計	0	0	

各工種毎の金額は、**【様式3】の合計金額と一致**するようにしてください。

資格を希望する工種だけでなく、**決算報告書に添付したすべての工種**が必要です。

基準決算の合計は、**システム入力項目「直前1年間の建設工事の施工金額」と一致**するようにしてください。



⑤ 【様式5】代表者身分証明書 ※個人事業主の場合

- ・ 申請者が、**個人事業主の場合は必ず提出**してください。
- ・ 申請者の本籍を管轄する市区町村長が発行する身分証明書をいいます。
- ・ **令和4年9月1日以降に発行**されたものに限りです。

⑥ 【様式6】登記事項証明書 ※法人の場合

- ・ 申請者が**法人の場合は必ず提出**してください。
- ・ 法務局に登録された商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条に規定する登記事項証明書のうち、**令和4年9月1日以降に発行**されたもので、**履歴事項全部証明書**に限りです。
- ・ 非営利法人（財団法人等）の方が申請される場合は、登記事項証明書に代えて、定款（又は寄附行為）及び貸借対照表を提出してください。

登記事項証明書

**先頭ページ**

履歴事項全部証明書

北海道札幌市中央区〇条〇丁目  
株式会社北海道〇〇建設

会社法人等番号	0123-45-6789**	
商号	株式会社北海道〇〇建設	
本店	北海道札幌市中央区×条×丁目	平成**年 月**日 移転
	北海道札幌市中央区〇条〇丁目	平成**年 月**日 登記
公告をする方法	官報に掲載して行う	平成**年 月**日 変更
		平成**年 月**日 登記
会社設立の年月日	昭和**年**月**日	
目的	1. 土木建築に関する・・・ 2.	

登記事項証明書の種類は「**履歴事項全部証明書**」に限りです。  
現在事項証明書や一部証明書では不可となります。

}

**最終ページ**

令和5年1月20日

〇〇法務局  
登記官

見本

3/3

令和5年1月20日

令和4年9月1日以降に発行されたものとしてください。

3/3

先頭ページだけでなく、全ページを添付してください。



## ⑦ 【様式7】建設業許可通知書

- 建設業法により国土交通大臣又は都道府県知事が発行する「建設業許可通知書」をいいます。建設工事の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。
- 建設業許可の有効期限が切れているものは受け付けません。**有効期間の末日が申請日現在有効であるものに限りです。
- 建設業許可通知書の内容が現状と異なる場合は、変更内容に係る登録先からの通知文も提出してください。（一部廃業届の写しなど、許可行政庁の受理済印のある「申請者用控」の写しのあるもの）  
※一般・特定の区分、許可業種ごとの許可年月日等が異なる場合、通知書が複数となることがありますので、書類の添付漏れがないようにご確認ください。

### 建設業許可通知書

建設業許可通知書

〇〇建指 第 〇〇号指令

商号・名称 〇〇建設(株)  
代表者 〇〇 〇〇

令和 年 月 日申請の特定建設業の許可については、建設業法第3条第1項の規定により、次のとおり許可します。

令和 年 月 日 **見本**

北海道知事 〇〇 〇〇 **公印**

記

許可番号 北海道知事許可(特一)〇第\*\*\*\*\*号  
許可の有効期間 令和2年6月30日から令和7年6月29日まで

建設業の種類

土木工事業	建築工事業
大工工事業	とび・土工工事業
鋼構造物工事業	舗装工事業
しゅんせつ工事業	塗装工事業
防水工事業	内装仕上工事業
水道施設工事業	解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限: 令和 年 月 日  
(この日が北海道の休日に該当する場合は、直後の開庁日)

許可番号 北海道知事許可(特一)〇第\*\*\*\*\*号  
許可の有効期間 令和2年6月30日から令和7年6月29日まで  
建設業の種類

申請時点で許可の有効期限が切れている場合は  
受付できません







⑪ 【様式 1 2】暴力団排除に関する誓約書

- ・ 新十津川町、えりも町以外に建設工事の資格を希望する場合は、**必ず提出**してください。なお、**新十津川町、えりも町に申請する場合は本様式の代わりに、各町が定める個別様式を提出**してください。
- ・ 暴力団員又は暴力団関係事業者ではないことを誓約していただくものです。必要事項を記入のうえ、実印は【様式 1 1】使用印鑑届の実印と同じものを押印してください。

【様式 1 2】暴力団排除に関する誓約書は共同審査システム (JEXAS) からダウンロードしたものに、実印を押印してください。

【様式 12】

### 暴力団排除に関する誓約書

令和 5 年 1 月 20 日

入札参加資格申請先団体の長 様

所在地 〒060-0900  
北海道札幌市中央区〇条〇丁目

商号又は名称  
株式会社 北海道〇〇建設

代表者職氏名  
代表取締役 建設 太郎

代表者印(実印)  
締代  
役表  
印取

私は、下記の事項について誓約します。なお、必要な場合には、他の官公庁に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を入札参加資格申請先団体の長(以下「申請先の長」という。)から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

## 見本

- 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 1(1)から(6)までに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)を下請契約等の相手方にしません。
- 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 自己、自己の法人その他の団体又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、当該契約に係る申請先の長に報告し、警察に通報します。
- 各入札参加資格申請先団体が定める「暴力団等排除措置要綱」における「入札参加除外措置」を受けている者ではありません。

※1 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(〇〇市、△△市、□□町を選択した場合は、水道事業管理者を含む)

※2 本誓約書は、提出後に団体追加を行った場合、追加した団体の長あてとしても有効とする。

※3 本誓約に基づき取得した個人情報は、暴力団等を排除する目的以外には一切使用しません。

令和 5 年 1 月 20 日

システムから出力した日が印字されます

入札参加資格申請先団体の長 様

宛先は変更しないでください

代表者印(実印)

締代  
役表  
印取

印鑑証明書と同じ印を押印してください



⑬ 【様式14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

- ・ 行政書士の方が代理申請される場合は、システム利用登録時に【様式14】競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状が必要となります。
- ・ 委任者の押印が必要です。印鑑証明書と同じ印を押印してください。

【様式14】代理人の委任状のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。

【様式14】

競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

令和 5 年 1 月 20 日

入札参加資格申請先団体の長 様

代理人  
行政書士 氏名 ○○行政書士事務所 ○○ ○○  
(行政書士法第1条第1項第2号の業務に専ら従事する者であること。)

登録番号 第 \*\*123456 号  
〒 \*\*\*-\*\*\*\*

事務所所在地 北海道札幌市東区○条○丁目○番地

私は、上記の者を代理人と定め、競争入札参加資格認定の申請（又は変更申請）の専らに關する事項を委任します。

記 代理人となる行政書士の方の情報を記載してください。

1 申請書類を作成（行政書士法第1条の2第1項）するための以下の事項  
・申請書類の作成に關する一切の件

2 上記1の書類の提出（電磁的記録に於ては申請書類等の送受信、以下）の項目  
・申請書類の提出を代理する件  
・申請書類の補正を代理する件  
・申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件  
・申請を取り下げ又は撤回する件  
・提出した申請書に關する通知等をシステムにより送附する件

見本

委任者 千 000-0000

所在地 北海道札幌市中央区○条○丁目

商号又は名称 株式会社 北海道○建設

代表者職・氏名 代表取締役 建設 太郎

実印  
締代表  
印取

印鑑証明書と同じ印を押印してください

令和 5 年 1 月 20 日  
令和4年9月1日以降としてください

入札参加資格申請先団体の長 様  
宛先は変更しないでください

※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選定した団体の長を言う。（○市、△市、□町を選択した場合は、水道事業管理者を含む）

⑭ 【様式 17】資本関係・人的関係調書

- ・ 【様式 17】資本関係・人的関係調書の提出が必要な自治体は表 - 6 で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- ・ 申請する自治体が【様式 17】資本関係・人的関係調書の提出を求めている場合で、次項に示す**“資本関係・人的関係がある場合”に該当する場合は必ず提出**してください。**資本関係・人的関係がない場合はシステムで自動作成されますので作成・提出は不要です。**
- ・ 入札参加者間に入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係がある場合には、公正な入札の執行の観点等から、一定の制限を加える必要があるため、【様式 17】資本関係・人的関係調書に必要事項を記入して提出してください。

**【様式 17】資本関係・人的関係調書のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。**

【様式 17】

**資本関係・人的関係調書**

入札参加資格申請先団体の長 様

令和 5 年 1 月 20 日

〒 000-0000

在 地 北海道札幌市中央区〇条〇丁目

商号又は名称 株式会社 北海道〇〇建設

代表者職氏名 代表取締役 建設 一郎

申請日現在、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体への入札参加資格審査申請において、参加する地方自治体すべての中における自社と他の申請者との資本関係又は人的関係は、次のとおりです。

記

1. 協議会参加地方自治体すべての中における他の競争入札参加資格審査申請者（資格者）との資本関係（あり・なし）  
係又は人的関係

見本

2. 資本関係がある他の申請者（資格者）  
（1）親会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考
	〇×工業株式会社	札幌市	

（2）子会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考
	〇×工業株式会社	札幌市	

（3）親会社等と同じく子会社等間士の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

※(3)に係る親会社等については建設業者・申請者（資格者）に限らない

3. 人的関係がある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	基準に該当する者		
			氏名	自社役職名	他社役職名
	〇×工業株式会社	札幌市	建設 二郎	取締役	代表取締役

注1 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(〇市、△市、□市町を記載した場合は、協議会審査管理者を含む)

注2 この調書は、資本関係・人的関係の有無に関わらず提出すること。

注3 申請者は、自社と資本関係又は人的関係にある他社の北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体（以下、「協議会参加地方自治体」という。）への入札参加資格審査申請又は名簿登録状況を申請者自身が確認した上で、記載すること。不明な場合はすべての会社を記載すること。

注4 1で「なし」に〇印を記入した場合は、2又は3の欄に記載する必要はないこと。

注5 2又は3の欄は、申請者から見た関係（親会社等）、「子会社等」、「親会社等と同じく子会社等間士の関係のある者」を記載すること。なお、記入欄が足りないときは、通算記入欄を追加した上で記載すること。

注6 記載の対象となるのは、協議会参加地方自治体への入札参加資格審査の申請者又は名簿登録者に限ること。

注7 「所在地(市町村名)」について、市内の資格者は「本店が存する市町村名」を、市外の資格者は、「本店が存する都府県名及び市町村名」を記載すること。

注8 当該調書を提出後、上記内容に変更が生じた場合には、速やかに「競争入札参加資格審査申請書変更届」に当該調書及びそれを証する書類を添えて提出すること。

注9 この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、協議会参加地方自治体の規定に基づき参加停止等の措置を行うことがあること。

令和 5 年 1 月 20 日

令和4年9月1日以降としてください

押印は不要です

入札参加資格申請先団体の長 様

宛先は変更しないでください

登録番号の欄は入力不要です



■ **資本関係又は人的関係がある場合とは次の関係にある者のことをいいます。**

**1) 資本関係**

次のいずれかに該当する二者の場合。

- (1) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（2）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（2）において同じ。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

**2) 人的関係**

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（1）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
  - ア 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - (ア)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - (イ)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - (ウ)会社法第2条第15号に規定する社外取締役
    - (エ)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - イ 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - ウ 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - エ 組合の理事
  - オ その他業務を執行する者であって、アからエまでに掲げる者に準ずる者
- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

**3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合**

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記1又は2と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

## ⑮ 【様式 18】印鑑証明書

- ・ 【様式 18】印鑑証明書の提出が必要な自治体は表－6で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- ・ **令和4年9月1日以降に発行**されたものに限りです。

## ⑯ 【様式 19】決算書（財務諸表）

- ・ 【様式 19】決算書（財務諸表）の提出が必要な自治体は表－6で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- ・ 審査基準日**直近の2事業年度分**を提出してください。
- ・ 申請者が法人の場合は、損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書及び注記表（消費税に係る処理方針が確認できるものを添付すること）を提出してください。
- ・ 申請者が個人事業主の場合は、次の書類を提出してください。
  - ア 青色申告書を提出した方…確定申告書、資産負債調及び損益計算書
  - イ その他の方…確定申告書、営業収支の状況が明示されている書類

## ⑰ 【様式 20】納税証明書

- ・ 【様式 20】納税証明書の提出が必要な自治体は表－6で確認してください。**※都道府県税、市町村税は提出が不要な自治体があります。**
- ・ **令和4年9月1日以降に発行**されたものに限りです。
- ・ 受任者がいる場合は、申請者（本店）と受任者（支店・支所等）の両方を提出してください。

### 納税証明書の種類

- 1) **国税**（法人税（個人事業者の場合は申告所得税）、消費税及び地方消費税）
  - ア 税務署が発行したものを提出してください。
  - イ 納税証明書交付請求書中の証明書の種類は、申請者が個人事業主の場合は「その3の2」、申請者が法人の場合は「その3の3」となります。
- 2) **都道府県税**
  - ア 本店が所在する都道府県について都道府県税に滞納がないことの証明書を提出してください。
  - イ 受任者がいる場合は、申請者（本店）と受任者（支店・支所等）が所在するそれぞれの都道府県の証明書を提出してください。
- 3) **市町村税**（特別区にあつては都税）
  - ア 本店が所在する市町村に対し、表－8に示す**「市町村税及び都税における納税義務のある全ての税目」**について滞納がないことの証明書を提出してください。
  - イ 受任者がいる場合は、申請者（本店）と受任者（支店・支所等）が所在するそれぞれの市町村の証明書を提出してください。

表－８ 市町村税及び都税における納税義務のある全ての税目

<b>市 町 村 税</b>	市町村民税（特別徴収義務者である事業所にあつては、特別徴収市町村民税を含む）・固定資産税・軽自動車税種別割・市町村たばこ税・鉱産税・特別土地保有税・法定外普通税・入湯税・事業所税・都市計画税・水利地益税・共同施設税・宅地開発税・国民健康保険税・法定外目的税のうち該当がある税目
<b>都 税</b>	都民税（特別徴収義務者である事業所にあつては、特別徴収都民税を含む）・事業税・不動産取得税・地方消費税・都たばこ税・ゴルフ場利用税・自動車取得税・軽油取引税・自動車税・鉱区税・狩猟税・宿泊税・固定資産税・特別土地保有税・事業所税・都市計画税

⑱ 【様式 組- 1】組合構成員名簿 ※申請者が組合等の場合

- ・ 申請者が組合等の場合は組合構成員全員について次の事項を記載した【様式 組- 1】組合構成員名簿を**必ず提出してください**。

- ア 商号又は名称
- イ 代表者氏名
- ウ 所在地

[【様式 組- 1】組合構成員名簿のひな形データ（Excel形式）はポータルサイトからダウンロードできます。](#)

⑲ 【様式 組- 2】官公需適格組合証明書 ※申請者が組合等の場合

- ・ 【様式 組- 2】官公需適格組合証明書の提出が必要な自治体は表－ 6 で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- ・ 申請する自治体が【様式 組- 2】官公需適格組合証明書の提出を求めている場合で、経済産業局長から官公需に係る適格組合証明を受けている場合は写しを提出してください。

⑳ 【様式 組- 3】定款または寄付行為 ※申請者が組合等の場合

- ・ 【様式 組- 3】定款または寄付行為の提出が必要な自治体は表－ 6 で確認してください。**※提出が不要な自治体があります。**
- ・ 申請する自治体が【様式 組- 3】定款または寄付行為の提出を求めている場合で、申請者が協同組合等の場合は「定款」又は「寄付行為」の写しを提出してください。

## 8. 個別書類作成の注意事項

- 入札参加資格の申請にあたり、個別書類が必要な自治体の一覧と注意事項を表－9に示します。申請の際は、注意事項をよくご確認ください。

表－9 個別書類一覧（1／8）

	個別書類	提出にあたっての注意事項
江別市	① 江別市税の納税証明書	江別市に納めるべき税がある場合のみ、未納が無いという証明書を提出してください。市役所本庁舎1階10番窓口で発行します。（法人の場合、発行申請には代表者印又は受任者印が必要となります。） 令和4年9月1日以降に発行されたものに限りです。
	② 江別市が発行する営業証明書	本店又は受任先が江別市内にある場合（所在地変更により江別市内になる場合も含まれます。）に、江別市発行のものを提出してください。受任先が江別市内の場合は、本店の営業証明書ではなく、受任先の営業証明書（所在地が江別市となっているもの）を提出してください。  個人事業主又は法人市民税の非課税団体は、提出不要です。 令和4年9月1日以降に発行されたものに限りです。 市役所本庁舎1階10番窓口で発行します。  営業証明書が発行されるためには、江別市の市民税課に法人設立（設置）届出書が提出されている必要があります。
	③ 社屋写真	本店又は受任先が江別市内にある場合（所在地変更により江別市内になる場合も含まれます。）に提出してください。 令和4年9月1日以降に撮影したものに限りです。  枚数は2枚とし、1枚は社屋の全景が分かるもの、もう1枚は看板等の会社名が確認できるものとします。
赤平市	① 納税状況確認書	市内業者のみ提出してください。（赤平市税務課窓口で発行）
深川市	① 深川市税の納税証明書	深川市に納税義務がある場合は、深川市が発行する「納税証明書」を提出してください。
	② 深川市内に有する支店等調	深川市内に本社・本店以外の支店等を有する深川市税（法人市民税等）の申告者の場合は、「深川市内に有する支店等調」に支店等の内外の写真を添付して提出してください。
北広島市	① 北広島市税の納税証明書	北広島市に納税義務のある申請者は、受任等の有無にかかわらず、北広島市税を滞納していないことの証明を提出して下さい。
	② 営業証明書	北広島市内に本店以外の事業所を置く法人の申請者のみ提出して下さい。建設業許可を有する場合は、建設業許可通知書別表の営業所一覧と一致しているかを確認して下さい。
	③ 北広島市内営業所等一覧	北広島市内に本店以外の事業所を置く法人の申請者のみ提出して下さい。
	④ 共済組合等の加入状況	経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の建設業退職金共済制度加入の有無の欄で「無」の場合、中小企業退職金共済事業団などの加入状況が分かる証明書の写しを提出して下さい。未加入の場合は理由書（任意様式）を提出して下さい。
長沼町	① 長沼町税の納税証明書	長沼町の市町村税を納めている場合は、長沼町が発行する納税証明書を提出してください。
	② 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。

表-9 個別書類一覧(2/8)

個別書類		提出にあたっての注意事項
新十津川町	① 令和5・6年度新十津川町競争入札参加希望調書	新十津川町の建設工事を希望する方は、新十津川町個別様式「令和5・6年度新十津川町入札参加希望(建設工事)調書」を必ず作成し提出してください。 本調書の作成にあたっては、調書下段の作成要領をご確認ください。
	② 誓約書兼承諾書	新十津川町の建設工事を希望する方は、新十津川町個別様式「誓約書兼承諾書」を必ず作成し提出してください。
小樽市	① 小樽市税に滞納がないことの証明書	小樽市内に本支店等がある場合、又は小樽市居住の従業員を雇用し、市道民税を給与から特別徴収している場合等、小樽市に納税(納入)義務がある申請人は必ず提出をしてください。  証明書は請求書に記入する住所(所在)、氏名(名称及び代表者名)ごとに発行されますので、小樽市に納税義務がある本社・支社・営業所等ごとに請求してください。  請求は小樽市財政部資産税課(窓口20番)又は市民税課(窓口22番)(市役所別館2階)において行ってください。  法人の場合、申請には代表者印が必要です。代表者印を押印できない場合は委任状が必要です。
	② 道路・河川に関する土木業務参加申請書	「土木一式」の資格登録を行う事業者のうち、道路・河川に関する土木業務に参加を希望する場合は提出してください。
	③ 緑地維持・公園維持管理に関する業務参加申請書	「造園」の資格登録を行う事業者のうち、緑地維持・公園維持管理に関する業務に参加を希望する場合は提出してください。
	④ 舗装補修に関する業務参加申請書	「舗装」の資格登録を行う事業者のうち、舗装補修に関する業務に参加を希望する場合は提出してください。
	⑤ 区画線標示に関する業務参加申請書	「塗装」の資格登録を行う事業者のうち、区画線標示業務に参加を希望する場合は提出して下さい。  区画線標示業務への参加を希望する場合は、路面標示施工技能士の資格を有する者が在籍していることが条件となります。申請書にて技能士の人数を申告してください。  区画線標示業務への参加を希望する場合は、【様式3】を用いて区画線標示業務についての業務経歴書を提出してください。
余市町	① 余市町が発行する下水道受益者負担金納付状況書	本店又は受任先が余市町内にある場合に、余市町役場下水道課で発行されるものを提出してください。
	② 余市町税の納税証明書	本店又は受任先が余市町内にある場合、又は余市町に納税等の義務がある場合は、余市町役場税務課で発行されるものを提出してください。
七飯町	① 所有建設機械一覧表	本店又は受任先が七飯町内にある場合は七飯町個別様式「所有建設機械一覧表」を提出してください。
	② 経營業務管理責任者氏名及び建設業法における専任技術者氏名報告書	建設工事の申請をする方は七飯町個別様式「経營業務管理責任者氏名及び建設業法における専任技術者氏名報告書」を提出してください。
森町	① 営業証明書	※個人事業主の方のみ対象となります。  申請時3か月以内に市区町村長発行のもの。(営業証明書が発行されない場合及び業種(事業内容)が記載されていない場合は、希望する業種の営業を証する書類(業種の取扱いを証する契約書、請書、請求書(控)、納品書(控)等の写し)森町の場合、税務課で発行。
	② 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。
八雲町	① 八雲町税の納税証明書	本店又は受任先が八雲町内にある場合、未納がないことの証明書を提出してください。

表-9 個別書類一覧 (3/8)

	個別書類	提出にあたっての注意事項
上ノ国町	① 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。 <b>なお、未加入の場合、理由書（任意様式）を提出してください。</b>
	② 北海道浄化槽工事業者登録簿本又は浄化槽法第33条第3項の届出書	浄化槽工事を希望する方は「北海道浄化槽工事業者登録簿本」又は「浄化槽法第33条第3項の届出書」と下記の書類をまとめて <b>1つのPDFにして</b> 提出してください。 ・「浄化槽設備士免状」 ※昭和63年以前の資格者の場合は小型合併処理浄化槽施工技術特別講習会修了書の写し
	③ 上ノ国町排水設備指定証	上ノ国町に排水設備指定事業者登録をし、上ノ国町が発注する排水設備工事を希望する場合は「上ノ国町排水設備指定証」を提出してください。
	④ 上ノ国町水道事業指定給水装置工事事業者証	上ノ国町に水道事業指定給水装置工事事業者登録をし、上ノ国町が発注する水道事業給水装置工事を希望する場合は「上ノ国町水道事業指定給水装置工事事業者証」と下記の書類をまとめて <b>1つのPDFにして</b> 提出してください。 ・給水装置工事事業者証技術者名簿
	⑤ 建設業経営業務の管理責任者・営業所選任技術者名簿	上ノ国町が発注する建設工事の入札参加資格を希望する場合は、別記第20号様式「建設業経営業務の管理責任者・営業所選任技術者名簿」を提出してください。
	⑥ 上ノ国町税の納税証明書	上ノ国町内に事業所等を有し本町の納税義務がある法人及び町内業者は、本町に係る法人分及び全役員の個人分をまとめて <b>1つのPDFにして</b> 提出してください。
せたな町	① 納税に関する調査同意書（代表者または受任者）	町内業者のみ
伊達市	① 伊達市税納税調査承諾書	伊達市に納税義務がある場合は、伊達市個別様式「伊達市税納税調査承諾書」を提出してください。本書を提出した場合、伊達市税務課（窓口⑬）または大滝総合支所で発行する納税証明書（完納証明書）の提出は不要です。
	② 令和5・6年度 伊達市競争入札参加希望（建設工事）調査	伊達市の建設工事部門に登録を希望する方は、伊達市個別様式「令和5・6年度 伊達市競争入札参加希望（建設工事）調査」を作成のうえ提出してください。本調査の作成にあたっては、調査下段の作成要領をご確認ください。
白老町	① 納税状況確認同意書	白老町税の納税義務がある場合のみ、白老町様式「納税状況確認同意書」を提出してください。その際、白老町税納税証明書の添付は不要です。
浦河町	① 納税証明書	本店又は受任先が浦河町にある場合、又は浦河町に納税等の義務がある場合は、当該分については市町村税の納税証明ではなく、浦河町独自様式「証明願」を提出してください。
えりも町	① 誓約書	共通書類【様式12】に代えて、えりも町個別様式「誓約書」を提出してください。
	② 暴力団排除条例に関する役員名簿	受任者がいる場合、本社の役員名簿ではなく受任者の住所、氏名、生年月日が必要です。
	③ 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。
	④ 従業員名簿	技術者以外の従業員の名簿を提出してください。（町内業者のみ）

表－9 個別書類一覧（4／8）

個別書類		提出にあたっての注意事項
新ひだか町	① 競争入札参加希望業務・部門調書	本店又は受任先が新ひだか町内にあり、土木一式工事（等級格付対象者のみ）又は道路清掃の参加を希望する方は、新ひだか町個別様式1「競争入札参加希望業務・部門調書」の「2 地域維持管理業務」について該当する項目を選択し提出してください。 <b>対象者以外の方は提出不要です。</b>
	② 納税の猶予許可通知書等の写し ※納税証明書（滞納がない旨の証明書）が提出できない場合	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第3条の規定により読み替えて適用する国税通則法第46条第1項の規定によりその納税を猶予されたもの、又は、地方税法附則第59条第1項の規定によりその徴収を猶予されたものがあり、「 <b>滞納がない旨の証明書</b> 」等の提出ができない場合は、 <b>国税等の納付の猶予の特例が認められていることが確認できる下記の書類等に代えることができます。</b> （1）納税の猶予許可通知書の写し （2）猶予制度の適用を受けていることがわかる納税証明書 上記の納税証明書等に特例措置を受けている旨の付記書き等が無いなど、特例措置の適用を受けていることが確認できない場合は、（1）・（2）の両方の書類、その他特例措置の適用が確認できる書類を提出していただく場合がありますので、留意してください。
旭川市	① 工事施工実績調書（舗装工事）	舗装工事に申請する方は、次に掲げる工事の施工実績について、当該施工実績がある場合に提出してください。（他の工事は提出不要） 平成26年度（平成26年4月1日）以降に公共工事（舗装工事又は舗装工事を含む工事）を元請として施工し完了した実績（共同企業体による施工を含む。ただし、小規模な修繕を除く。）の有無について、旭川市様式1「工事施工実績調書（舗装工事）」を提出してください。
	② 工事施工実績調書（造園工事）	造園工事に申請する方は、次に掲げる工事の施工実績について、当該施工実績がある場合に提出してください。（他の工事は提出不要） 平成26年度（平成26年4月1日）以降に公園又は広場造成工事で工事面積が1,000m <sup>2</sup> 以上の工事を元請として施工し完了した実績（共同企業体による施工を含む。）の有無について、旭川市様式2「工事施工実績調書（造園工事）」を提出してください。
	③ 配水管技能者等名簿	旭川市内に建設業許可の主たる営業所を置く水道施設工事に申請する事業者で「配水管技能者等」を有する場合は、旭川市様式3「配水管技能者等名簿」を添付してください。
	③-1 配水管技能者等資格者証の写し	上記③の配水管技能者等名簿に資格を有する者を記載した場合に提出してください。
	④ 下水道更新工事等入札参加資格要件確認調書	次に該当する事業者で「下水道更新工事」又は「下水道管更生を含む下水道補修工事」の入札に参加を希望する場合は、旭川市様式4「下水道更新工事等入札参加資格要件確認調書」を提出してください。 ・旭川市内又は鷹栖町、比布町、当麻町、愛別町、上川町、東川町、東神楽町、美瑛町に建設業許可の主たる営業所を置く土木一式工事に申請する事業者 ・旭川市内に営業所を有する土木一式工事に申請する事業者（当該営業所が土木一式工事の建設業許可を有していない者を除く。）
	④-1 「下水道管理技術認定試験（管路施設）」に合格したことを証明する書類	上記④の下水道更新工事等入札参加資格要件確認調書「1 地方共同法人日本下水道事業団が実施する下水道管理技術認定試験（管路施設）の合格者がいる場合」に記載した場合に提出してください。
	④-2 「下水道管路管理総合技士試験」又は「下水道管路管理主任技士試験」に合格したことを証明する書類	上記④の下水道更新工事等入札参加資格要件確認調書「2 公益社団法人日本下水道管路管理業協会が実施する下水道管路管理総合技士試験又は下水道管路管理主任技士試験の合格者がいる場合」に記載した場合に提出してください。

表-9 個別書類一覧(5/8)

個別書類		提出にあたっての注意事項
旭川市	④-3 「公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明」及び「管更生工法の協会に加盟していること」を証明する書類	上記④の下水道更新工事等入札参加資格要件確認調書「3 公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を得た管更生工法の協会に加盟している場合」に記載した場合に提出してください。
士別市	① 市税等の滞納がないことの誓約書兼納税状況確認同意書	士別市内に本店・支店がある場合、又は、士別市に納付義務のある場合は「市税等の滞納がないことの誓約書兼納税状況確認同意書」を提出してください。本書を提出した場合は市税に係る納税証明書の提出は不要です。
	② 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。 <b>なお、未加入の場合、理由書（任意様式）を提出してください。</b>
	③ 水道施設工事関係技術者報告書	水道施設工事及び浄化槽設置工事等に申請する業者は、水道施設工事関係技術者報告書を提出してください。
富良野市	① 富良野市税の納税証明書	富良野市に納税義務がある場合は、富良野市が発行する納税証明書を提出してください。
上富良野町	① 納税状況確認同意書	上富良野町独自様式「納税状況確認同意書」を添付してください。
	② 適格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書	上富良野町独自様式「適格請求書発行事業者（インボイス）登録確認書」をインボイスの登録状況を確認するため添付してください。
中富良野町	① 中富良野町税の納税証明書	中富良野町の市町村税を納めている場合は、中富良野町が発行する納税証明書を提出してください。
稚内市	① 稚内市公有財産（土地・建物）賃貸契約状況申告書及び同意書	契約の有無に関わらず必要です。
	② 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。
枝幸町	① その他業務等入札参加資格審査申請書付表（独自様式）	町内に事業所を置く業者のみ該当 建設工事の希望の他に、造林、町道等維持管理、道路清掃、側溝・管渠等清掃、町道除排雪、公共施設等除雪、公園施設等管理、道路路肩草刈等、町有地草刈、量水器取替、選挙ポスター掲示板を希望する場合は「その他業務等入札参加資格審査申請書付表」を提出してください。 ■ 資格における要件 ・町道等維持管理業務は、土木工事業の許可を有し、土木施工管理技士又は建設機械施工技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。 ・公園施設等管理業務は、造園施工管理技士を有している者が技術者名簿に登録されていること。 ・量水器取替業務委託は、管工事業の許可を有し、枝幸町指定給水装置工事事業証の交付を受けていること。
	② 営業所専任技術者名簿	建設業許可申請の別紙四「専任技術者一覧表」の写しを提出してください。また、許可を受けてから、営業所に置かれる専任の技術者に変更があった場合には、許可の変更に申請する際の様式第二十二号の二「変更届出書」の写しと変更後の別紙四「専任技術者一覧表」の写しを提出してください。



表-9 個別書類一覧(6/8)

	個別書類	提出にあたっての注意事項
北見市	① 北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書・申請業種一覧表	建設工事を希望する方は、北見市個別様式1「北見市建設工事等競争入札参加資格審査申請書・申請業種一覧表」の係る希望申請欄へ「○」を付して、必ず提出してください。 本表は、共同資格審査の建設工事の業種区分のうち、申請者（受任者がある場合は受任者）において希望する詳細な業務区分を把握するための書類です。
	② 準市内業者登録申請書	本店は北見市外にあるが、北見市内に支店、支社又は営業所等を有し、従業員を雇用して営業活動を行っており、認定要件を満たした場合は、準市内業者として登録できます。準市内業者としての登録認定を希望される場合は、「準市内業者登録申請書」と下記の書類を合わせて <b>1つのPDFにして</b> 提出してください。 ・支店等の外観及び内観の写真 ・支店等の開設時期を確認できる登記簿の写し又は同等の書類 ・支店等の法人市民税の納税証明書
	③ 適格請求書発行事業者（インボイス制度）登録番号申告書	適格請求書発行事業者（インボイス）の登録の有無等について、該当する箇所「○」を付して、必要事項を記入して提出してください。
網走市	① 網走市税に関する申立書	網走市に納税義務がない場合は、網走市独自様式「網走市税に関する申立書」を提出してください。
	② 網走市税の納税証明書	本店は網走市外にあるが、網走市に納税義務がある場合は、網走市が発行する「市税納税証明書」を提出してください。
	③ 準市内業者登録申請書及び閲覧承諾書	本店は網走市外にあるが、網走市内に支店、支社又は営業所等を有し、従業員を雇用して営業活動を行っている場合は、準市内業者として登録できます。準市内業者としての登録を希望される場合は、網走市独自様式「準市内業者登録申請書及び閲覧承諾書」を提出してください。
	④ アスファルトプラントを有する場合の申出書	「舗装」を希望し、北海道オホーツク総合振興局管内にアスファルトプラントを有する場合は、網走市独自様式「アスファルトプラントを有する場合の申出書」を提出してください。
	⑤ 納税の猶予許可通知書	納税の猶予許可を受けている場合は、「納税の猶予許可通知書」の写しを提出してください。
紋別市	① 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	建設業退職金共済組合、中小企業退職金共済または特定退職金共済の加入証明書 等いずれか。（写し可※最新の経審申請時の証明で可） <b>なお、未加入の場合、理由書（任意様式）を提出してください。</b>
美幌町	① 納税状況確認同意書	美幌町税の支払い義務がある場合のみ、美幌町独自様式「納税状況確認同意書」を提出してください。
	② 納税猶予に関する証明書類	納税猶予中の場合は、その証明書類を提出してください。
斜里町	① 納付状況確認書	町外業者であっても必ず提出してください。
	② 法定保険加入状況一覧表	町外業者であっても必ず提出してください。 法定保険加入状況一覧表と、加入状況が確認できる書面（納付書・領収書、標準月額決定通知書、概算・確定保険料申告書、被保険者資格取得確認通知書などのいずれか）を <b>まとめて1つのPDFにして</b> 提出してください。
清里町	① 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。
小清水町	① 建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。

表－9 個別書類一覧（7／8）

	個別書類		提出にあたっての注意事項
雄武町	①	納付状況確認書	雄武町税の支払い義務がある場合のみ、雄武町別記様式「納付状況確認書」を提出してください。
音更町	①	浄化槽設備士免状又は登録証	管工事の申請を行う者で浄化槽工事を希望する場合のみ提出してください。
鹿追町	①	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。
芽室町	①	芽室町税の納税証明書	芽室町に納税義務がある場合は、芽室町が発行する納税証明書を提出してください。
	②	適格請求書発行事業者の登録通知書	登録している事業者は必ず提出してください。
	③	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。 <b>なお、未加入の場合、理由書（任意様式）を提出してください。</b>
足寄町	①	町税等納付状況調査同意書	足寄町独自様式の「町税等納付状況調査同意書」を提出してください。
	②	営業証明書	個人事業者の場合は、申請書提出日前3か月以内に市区町村が発行したものを提出してください。
	③	浄化槽工事業に係る登録・届出の証明書	浄化槽工事業者については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく浄化槽工事業に係る北海道知事の登録（同法第21条）又は北海道知事への届出（同法第33条）を証する書類の写しを提出してください。
	④	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。
釧路町	①	釧路町税の納税証明書	釧路町に納税義務のある者のみ。 申請時において直近の証明書。領収書不可。 全税目に未納がないことの証明（町民税・道民税特別徴収税を含む）。
	②	町民税・道民税特別徴収税額の決定通知書	釧路町民を5名以上通年雇用している者のみ。
	③	特別徴収実施に係る誓約書	釧路町民を5名以上通年雇用している者で、特別徴収を実施していない者のみ。
	④	営業証明書	個人の場合のみ。 市町村長が発行する営業証明書。
	⑤	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	従業員の退職金等に係る共済制度に加入している場合は「建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書」の写しを提出してください。
別海町	①	希望工種内訳書	石工事業、解体工事業、水道施設工事業、清掃施設工事業、消防施設工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業の工種を希望する場合は、別海町個別様式1「希望工種内訳書」の「希望する資格の種別」に「○」を付して提出してください。
中標津町	①	町税等納付状況確認同意書	中標津町独自様式 中標津町に納付すべき町税がある場合に提出してください。
	②	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書	加入者のみ写しを提出してください。 中小企業退職金共済でも可。いずれも加入がわかる書類。

表－9 個別書類一覧（8／8）

個別書類		提出にあたっての注意事項
標津町	① 町税等納税状況確認同意書	標津町に納付すべき町税がある場合に提出してください。
羅臼町	① 納税状況確認承諾書	羅臼町内に本店及び支店がある場合又は、羅臼町に納付義務のある場合は「別記様式 納税状況確認承諾書」を提出してください。
	② 使用料等納付状況確認承諾書	羅臼町内に本店及び支店がある場合又は、羅臼町に納付義務のある場合は「別記様式 使用料等納付状況確認承諾書」を提出してください。
	③ 希望工種内訳書	希望工種の内、複数の工事種類で該当するもの（解体工事など7種）がある場合、登録を希望する工事種類について「別紙様式 希望工種内訳書」を提出してください。

9. 発注者別評価事項審査（主観的事項審査）

9-1 発注者別評価事項審査の審査対象者の要件

- ・ 発注者別評価事項審査申請において審査書類の提出を求める自治体と、審査対象者の要件は表－10のとおりです。

表－10 発注者別評価事項審査対象者の要件

自治体名	審査対象者の要件
江別市	江別市内に本店、受任先を置く者で、土木、建築、電気、管、水道施設工事に登録する者
赤平市	建設工事等への入札参加を希望する者
新十津川町	建設工事等への入札参加を希望する者
蘭越町	町内に事業所を置く業者
八雲町	町内に事業所を置く業者
伊達市	伊達市内に建設業法上の主たる営業所を有する者
白老町	白老町に営業所（本社・本店・受任先）を置き、建設工事等における入札参加を希望する者
浦河町	土木・建築・電気・管を希望工種とする者
新ひだか町	新ひだか町内に商業登記法における本店または建設業法上の主たる営業所を有する事業者で「土木一式工事」又は「建築一式工事」への入札参加を希望する者
士別市	士別市内に本店、受任者を置く者で、土木・建築・電気・管・水道を希望工種とする者
稚内市	土木・建築・電気・管・水道を希望工種とする者のうち法人について ・稚内市に本店を有する者又は稚内市に納税義務のある支店等を有し、その支店等に入札及び契約に関する一切の権限等を委任している者。 ・支店等で登録する場合、その支店等で引き続き1年以上の営業実績があること。 ・支店等においては、常勤職員を2人以上配置し、そのうち専任技術職員1人を含むこと。 個人事業者について ・稚内市に住民登録を有する者。
枝幸町	町内に事業所を置く業者
音更町	土木・建築を希望工種とする者

## 9-2 発注者別評価事項審査に必要な提出書類

- ・ 申請先別の発注者別評価事項審査に必要な書類等は表-11のとおりです。
- ・ 申請者が表-10の審査対象者の要件を満たし、表-11の審査項目に該当する場合は提出してください。該当しない場合は提出不要です。

表-11 発注者別評価事項審査に必要な書類（1/5）

	審査項目	審査に必要な書類と提出時の注意事項
江別市	① 主観点の申告	江別市様式-1「建設工事格付けに関する主観的要素評価項目申告書」を提出してください。
	② 若年技術者・女性技術者の雇用	以下1～4の証明書類を <b>1つのPDFファイルにして</b> 提出してください。 1.江別市様式-2「保有資格等申告書」 2.技術者の資格が確認できる書類（検定合格証明書、資格者証等の写し） 3.技術者が3年以上雇用されていることが確認できる書類(健康保険証※、雇用保険証等の写し) 4.技術者の生年月日、性別が確認できる書類 ※健康保険証の写しを添付する際には、被保険者等の記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）して提出してください。
	③ 地域貢献活動	活動内容及び活動時期が客観的に判断できる資料（感謝状、お礼状、新聞記事、広報誌、その他第三者の証明書の写し等）をPDFファイルにして添付してください。（業界団体名ではなく、一企業としての名称が確認できるものを提出してください。） ※第三者の証明とする場合は、江別市様式-3「地域貢献活動 第三者証明書」を使用し、PDFファイルにして添付してください。
	④ 障がい者就労支援	以下1～3の証明書類を <b>1つのPDFファイルにして</b> 提出してください。 1.「障がい者雇用状況報告書」の写し（令和4年6月1日現在の状況） 2.障がいの程度が確認できる書類（身体障害者手帳等の写し） 3.雇用が確認できる書類（健康保険証、雇用保険証等の写し） ※健康保険証の写しを添付する際には、被保険者等の記号・番号及び保険者番号をマスキング（黒塗り）して提出してください。
	⑤ 健康経営への取り組み	日本健康会議の「健康経営優良法人認定書」の写しを添付してください。（申請期間中に認定が間に合わない場合には、認定後速やかに提出してください。（提出先：江別市総務部財務室契約管財課契約係））
	⑥ 保護観察対象者等の就労支援	江別市様式-4 札幌保護観察所の証明を受けた「協力雇用主活動実績報告書」を提出してください。
赤平市	① 市内における防災協定の締結	赤平市内の公共機関や団体との間に締結した協定書の写しを提出してください。
	② 市内における地域貢献活動	活動内容が客観的に確認できる資料を提出してください。（例：建設業協会が発行する証明書等） ※赤平市内での活動に限ります。
新十津川町	① 社会貢献確認申告書	・新十津川町様式「社会貢献確認申告書」と下記の証明書類を <b>1つのPDFファイルにして</b> 添付してください。  ・新十津川町内で実施された活動内容を客観的に確認できる資料（新聞記事、広報誌、感謝状、お礼状、写真、関係者の証明など）

表-11 発注者別評価事項審査に必要な書類（2/5）

審査項目		審査に必要な書類と提出時の注意事項
蘭越町	① 安心・安全への貢献確認申告書	<p>該当する場合は蘭越町様式「安心・安全への貢献確認申告書」と以下の証明書類を<b>1つのPDFファイルにして</b>提出してください</p> <p>1.地方公共団体との間で締結している防災協定書の写し （※経営事項審査結果通知書の写しにおいて防災協定が「有」と確認できる場合は省略可）</p> <p>2.災害時の対応が客観的に確認できる資料</p>
	② 社会貢献確認申告書	<p>該当する場合は蘭越町様式「社会貢献確認申告書」と以下の証明書類を<b>1つのPDFファイルにして</b>提出してください</p> <p>1.活動内容が客観的に確認できる資料</p>
八雲町	① 若年技術者の雇用	<p>若年技術者の雇用とは、審査基準日、申請者が、審査基準日の3ヶ月前の日の直前2年間に於いて若年者（満35歳未満）を新規に採用する取組をいいます。以下の証明書類を<b>1つのPDFファイルにして</b>提出してください。</p> <p>1.技術者の資格が確認できる書類（検定合格証明書、資格者証等の写し）</p> <p>2.雇用期間の定めのない雇用契約（いわゆる正規雇用）労働者を審査基準日時点で3ヶ月を超えて継続して雇用していることが確認できる書類。（健康保険証※、雇用保険証等の写し）</p> <p>3.採用時点において、年齢が満35歳未満の者と確認できる書類。</p>
	② 障がい者の雇用	<p>以下の証明書類を<b>1つのPDFファイルにして</b>提出してください。</p> <p>1.障がいの程度が確認できる書類（身体障害者手帳等の写し）</p> <p>2.雇用が確認できる書類（健康保険証、雇用保険証等の写し）</p>
	③ 通年雇用対策	<p>「季節労働者通年雇用化申告書」の写しを提出してください。</p>
	④ 社会貢献評価	<p>該当する場合は、以下の証明書類を<b>1つのPDFファイルにして</b>提出してください。</p> <p>1.災害時の出勤状況</p> <p>ア) 八雲町との間に締結した協定書の写し・・・所属団体が協定を締結している場合は、団体から証明の交付を受けて提出</p> <p>イ) 災害時の対応・・・災害時に町の要請を受けて出勤した場合、「災害時活動実施報告書」の写しを提出</p> <p>2.ボランティア活動の状況</p> <p>ア) 実施時期、場所、活動内容が客観的に確認できる資料（例：感謝状、お礼状、新聞記事、広報誌、登録証、認証書、領収書、関係者の証明（原本※）、写真等）</p> <p>※ 関係者の証明とする場合は、「ボランティア活動証明書（関係者の証明）」を使用し、作成してください。</p>
伊達市	① 発注者別評価項目申告書	<p>伊達市内に建設業法上の主たる営業所を有する方は、本申告書を作成してください。なお、次の②～④の評価項目について該当する場合は確認できる書類の写しとともにPDFファイルにして提出してください。</p>
	② 【安全対策】建設業労働災害防止協会への加入	<p>該当する場合は加入証明書等の写しを提出してください。</p>
	③ 【品質向上】ISO9000シリーズの認証取得	<p>該当する場合は登録証の写しを提出してください。</p>
	④ 【環境対策】ISO14000シリーズ・エコアクション21・HESの認証取得	<p>該当する場合は登録証の写しを提出してください。</p>
	⑤ 【雇用・福祉対策】障がい者雇用	<p>該当する場合は次の1～3の証明書類を<b>1つのPDFファイルにして</b>提出してください。</p> <p>1.「障がい者雇用状況報告書」の写し（令和4年6月1日現在の状況）</p> <p>2.障がいの程度が確認できる書類（身体障害者手帳等の写し）</p> <p>3.雇用が確認できる書類（雇用保険被保険者証等の写し）</p>

表-11 発注者別評価事項審査に必要な書類 (3/5)

審査項目		審査に必要な書類と提出時の注意事項
伊達市	⑥	<p>【雇用・福祉対策】子育て支援・男女共同参画の推進</p> <p>該当する場合は次の1~2の証明書類を <b>1つのPDFファイルにして</b> 提出してください。</p> <p>1.「一般事業主行動計画策定届」の写し</p> <p>2.育児休業制度または介護休業制度の制定等が確認できる書類（就業規則等の写し）</p>
	⑦	<p>【地域貢献】伊達市の除雪業務に従事する能力の保有</p> <p>資機材の保有台数など能力を証明できる書類を提出してください。</p>
	⑧	<p>【地域貢献】季節労働者の通年雇用助成金の利用</p> <p>該当する場合は「通年雇用助成金支給決定通知書」の写しを提出してください。</p>
	⑨	<p>【地域貢献】札幌保護観察所の協力雇用主への登録及び保護観察対象者等の雇用実績又は職場体験講習の実施実績</p> <p>該当する場合は協力雇用主への登録等が確認できる書類を提出してください。</p>
	⑩	<p>【地域貢献】伊達市内において組織的に行う奉仕活動又は地域貢献活動</p> <p>該当する場合は活動が確認できる書類を提出してください。</p>
白老町	①	<p>白老町に営業所（本社・本店・受任先）を置き、下記項目に該当する場合は「主観的要素審査項目（技術的・社会的要素）申告書」を提出してください。</p>
		<p>技術点</p> <p>白老町から受注し完成した過去2年間の同種工事の請負工事施行成績評定点の平均値に基づき算出した数値を有する者</p>
		<p>地域貢献</p> <p>白老町内において令和3年度・4年度の間、事業者によって自発的に行われた非営利・社会性・公共性を有する活動の実績がある者</p>
		<p>防災協定締結団体への加入</p> <p>令和3年度・4年度において白老町との災害協定締結、もしくは白老町内にある防災協定締結団体へ加入している者</p>
		<p>除雪従事</p> <p>令和3年度・4年度において白老町が発注した除雪業務への従事実績がある者</p>
	<p>災害出動</p> <p>令和3年度・4年度の白老町内における災害発生時に出動・緊急対応の実績がある者</p>	
②	<p>地域貢献</p> <p>上記①で地域貢献を申告する場合は、感謝状やお礼状等、実績のわかるものの写しを提出してください。</p>	
浦河町	①	<p>主観的要素審査項目申告書</p> <p>浦河町様式2をPDFファイルにして添付してください。</p>
	②	<p>季節労働者通年雇用化申告書</p> <p>浦河町様式3-1又は3-2「季節労働者通年雇用化申告書」の写しをPDFファイルにして添付してください。</p>
	③	<p>社会貢献確認申告書</p> <p>浦河町様式4「社会貢献確認申告書」と以下の証明書類を <b>1つのPDFファイルにして</b> 添付してください。</p> <p>浦河町内で実施された活動内容を客観的に確認できる資料（新聞記事・広報誌・感謝状・お礼状・写真・関係者の証明など）</p>
	④	<p>安全・安心への貢献確認申告書</p> <p>浦河町様式5「安全・安心への貢献確認申告書」と以下1~2の証明書類を <b>1つのPDFファイルにして</b> 添付してください。</p> <p>1.浦河町との間に締結した協定書写し</p> <p>2.災害時の対応を客観的に確認できる資料（新聞記事・広報誌・感謝状・お礼状・写真・関係者の証明など）</p>

表-11 発注者別評価事項審査に必要な書類（4/5）

審査項目		申請に必要な書類等
浦河町	⑤ 人材育成確認申告書	浦河町様式6「人材育成確認申告書」と以下の証明書類を <b>1つのPDFファイル</b> にして添付してください。 必要となる証明書類については、浦河町様式6「人材育成確認申告書」をご確認ください。
	⑥ エコアクション21、HES、北海道グリーン・ビス「優良な取組」部門の登録	登録を受けている場合は、登録書の写しをPDFファイルにして添付してください。
	⑦ ゼロカーボン・チャレンジャーへの登録	登録を受けている場合は、登録書の写しをPDFファイルにして添付してください。
新ひだか町	① 発注者別評価項目（技術・社会的要素）申告書	新ひだか町内に商業登記法における本店又は建設業法上の主たる営業所を有する事業者で、「土木一式工事」又は「建築一式工事」への入札参加を希望する方が対象となります。 対象者の方は、新ひだか町個別様式2「発注者別評価項目（技術・社会的要素）申告書」を作成し、PDFファイルにして添付してください。 <b>対象者以外の方は提出不要です。</b> また、評価項目について該当がある場合は、下記評価項目にて申告を証する書類を提出してください。
	② 請負工事施工成績	新ひだか町で平均値を算出するため、施工成績数値の記載及び施工成績通知書の <b>提出は不要です。</b>
	③ ホワイト企業マーク等への取組み	該当する場合は、以下の証明書類の写しを <b>1つのPDFファイル</b> にして添付してください。 1.経済産業省の「ダイバーシティ経営診断シート」 2.各保険者（協会けんぽや建設関連国保組合など）の「健康事業所宣言」の宣言書 3.各ホワイト企業マークの認定書又は「北海道働き方改革推進企業認定書」
	④ 人材育成等への取組み	新ひだか町個別様式3「人材育成等への取組み確認申告書」と該当する以下のいずれかの証明書類の写しを <b>1つのPDFファイル</b> にして提出してください。 （下記ア、イ、ウのいずれかの評価項目で加点） ア) インターンシップ等の取組みを客観的に確認できる資料（受入要望書及び決定通知書、若しくは学校が発行する証明書又は活動内容が客観的に判断できる資料（新聞記事、広報誌等）、行程表） イ) 現場見学会や建設工事PRイベント等の取組みを客観的に判断できる資料（日程表及び写真、参加証明書、パンフレット、新聞記事、広報誌等） ウ) 人材育成の取組み内容が確認できる資料（領収書、写真、支給決定通知書等）
	⑤ 安全・安心への貢献	該当する場合は、新ひだか町個別様式4「安全・安心への貢献確認申告書」と以下の証明書類を <b>1つのPDFファイル</b> にして提出してください。 1.災害時の対応等（下記ア又はイのいずれかの評価項目で加点） ア) 災害時の対応を客観的に確認できる資料 イ) 新ひだか町個別様式4-2「事業継続力強化計画・事業継続計画（BCP）審査項目申告書」及びその内容を証する書類（認定書、計画書） 2.日高中部消防組合が交付した消防団協力事業所表示証交付書 3.地域社会の維持への貢献（下記ア又はイのいずれかの評価項目で加点） ア) 国、特殊法人又は地方公共団体等との間で締結した公共施設の維持業務又は除排雪業務の契約書又は請書、工事概要書等、業務内容が確認できる書類 イ) 自治会、町内会又は社会福祉協議会との間で締結した維持業務又は除排雪業務の契約書、請求書又は領収書等、業務内容が確認できる書類
	⑥ 脱炭素化に向けた取組み	「ゼロカーボン・チャレンジャー宣言書」の写しを提出してください。

表-11 発注者別評価事項審査に必要な書類（5/5）

	審査項目	申請に必要な書類等
士別市	① ISO認証取得証明書	ISO9001及びISO14001の認証取得をしている場合は、認証票等の写しを提出してください。
	② 障がい者雇用	法定雇用率により算出した人数以上雇用している場合は、証明する書類の写しを提出してください。
	③ 社会貢献	資格審査を行う年の前年及び前々年に、士別市において、地域の除雪活動や草刈、イベントへの参加を行った場合は、それを証明する書類の写しを提出してください。
	④ 防災協定	士別市又は士別市内の各種団体等との協定を締結している場合は、それを証明する書類の写しを提出してください。
	⑤ 男女共同参画	次のアに該当するときは登録証の写しを、また、イ及びウに該当するときは規則等の写しを提出してください。  ア) 北海道あったかファミリー応援企業登録制度への登録 ※北海道働き方改革推進企業認定制度において「あったかファミリー応援企業」として登録証が交付された者も対象とする。  イ) 育児休業制度を就業規則等に規定 ウ) 介護休暇制度を就業規則等に規定
稚内市	① コリンズ登録の有無	コリンズ登録していることがわかる証明書の写しを提出してください。
	② ISOマネジメントシステムなどの取得の有無	ISO9001、ISO14001、ISO45001（又はOHSAS18001）の認証を取得をしている場合は、登録証の写しを提出してください。
	③ 社会貢献	環境保護等に係る活動、災害時の対応、除排雪ボランティアに係る活動、地域イベント等への参加、その他社会貢献と認められる活動を行った場合は、「社会貢献確認申告書」と活動の内容がわかる資料を <b>1つのPDFにして</b> 提出してください。  活動の内容が分かる資料の例  ・証明書 ・活動写真 ・感謝状 ・礼状 ・関係者の証明 ・広報紙面 ・新聞記事等
枝幸町	① コリンズ登録の有無	コリンズ登録していることがわかる証明書の写しを提出してください。
	② ISOマネジメントシステムなどの取得の有無	ISO9001、ISO14001の認証を取得をしている場合は、登録証の写しを提出してください。
	③ 社会貢献	社会貢献活動内容が確認できる書類を提出してください。
	④ 通年雇用	従業員（技術者名簿に記載されている者）を通年雇用していることが確認できる書類（町・道民税特別徴収税額決定通知書又はその従業員の社会保険証など）の写しを提出してください。
音更町	① 安全・安心への貢献	土木工事及び建築工事の申請を行う者で、音更町との防災（災害）協定締結又は音更町発注の除雪業務の受託実績がある場合、音更町独自様式「建設工事格付に関する申告書」を提出することができます。
	② 障がい者就労支援	土木工事及び建築工事の申請を行う者で、障がい者の雇用又は音更町障がい者職場体験事業に基づく障がい者受け入れの実績がある場合は、音更町独自様式「建設工事格付に関する申告書」を提出することができます。事実確認に必要な書類は、「建設工事格付に関する申告書」と合わせ、 <b>1つのPDFファイルにして</b> 提出してください。



## 10. 定期受付終了後の新規申請受付について

### 10-1 随時受付及び中間年受付の電子申請受付期間

- ・ 定期受付終了後の追加の申請の受付期間を表-12に示します。受付開始日になるとシステムでの電子申請が可能となります。

表-12 追加受付の種類と受付期間

追加受付の種類	追加受付の受付期間	
随時受付	第1回	令和5年3月15日（水） ～ 令和5年4月14日（金） まで
	第2回	令和5年4月17日（月） ～ 令和5年5月12日（金） まで
	第3回	令和5年5月15日（月） ～ 令和5年6月14日（水） まで
	第4回	令和5年6月15日（木） ～ 令和5年7月14日（金） まで
	第5回	令和5年7月18日（火） ～ 令和5年8月14日（月） まで
	第6回	令和5年8月15日（火） ～ 令和5年9月14日（木） まで
	第7回	令和5年9月15日（金） ～ 令和5年10月13日（金） まで
	第8回	令和5年10月16日（月） ～ 令和5年11月14日（火） まで
	第9回	令和5年11月15日（水） ～ 令和5年12月14日（木） まで
	第10回	令和5年12月15日（金） ～ 令和6年1月12日（金） まで
	第11回	令和6年1月15日（月） ～ 令和6年2月14日（水） まで
	第12回	令和6年2月15日（木） ～ 令和6年3月15日（金） まで
中間年受付	令和5年12月11日（月） ～ 令和6年1月31日（水） まで	

※令和6年度の受付期間については、令和5年12月頃に共同審査ポータルサイトに掲載する予定です。

## 10-2 随時受付、中間年受付を実施する自治体

- 随時受付、中間年受付を実施する自治体を表-13に示します。表に記載されていない自治体は定期受付後に新規の受付は実施していません。

表-13 随時受付、中間年受付を実施する自治体

追加受付の種類	地域	追加受付を行う自治体
随時受付	石狩・空知	深川市
	後志	小樽市、余市町、ニセコ町、泊村
	渡島・檜山	松前町、木古内町、森町、上ノ国町、厚沢部町、今金町、せたな町
	胆振・日高	浦河町、様似町、新ひだか町
	上川	旭川市、士別市、富良野市、鷹栖町、東神楽町
	留萌	小平町、羽幌町
	宗谷	浜頓別町、中頓別町
	オホーツク	北見市、西興部村、雄武町、大空町
	十勝	音更町、足寄町
	釧路・根室	-
中間年受付	石狩・空知	江別市、赤平市、北広島市、新篠津村
	後志	蘭越町
	渡島・檜山	七飯町、八雲町
	胆振・日高	伊達市、白老町、厚真町、えりも町
	上川	東川町
	留萌	-
	宗谷	稚内市、枝幸町
	オホーツク	網走市、紋別市、美幌町
	十勝	-
	釧路・根室	釧路町、鶴居村、中標津町、標津町、羅臼町

### 10-3 随時受付及び中間年受付の審査基準日と資格の有効期間

- 追加の申請の審査基準日と資格の有効期間は表-14のとおりです。形式審査後、各自治体での審査を経て、入札参加資格者名簿に登載されます。各自治体での審査結果、名簿の登載については、各自治体にご確認ください。

表-14 追加受付の審査基準日と資格有効期間

	自治体名	追加受付の審査基準日	追加受付の資格有効期間	
随時 受付	随時受付を行う自治体のうち、旭川市及び土別市以外の自治体	第1回	令和5年3月1日	令和5年5月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第2回	令和5年4月1日	令和5年6月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第3回	令和5年5月1日	令和5年7月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第4回	令和5年6月1日	令和5年8月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第5回	令和5年7月1日	令和5年9月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第6回	令和5年8月1日	令和5年10月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第7回	令和5年9月1日	令和5年11月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第8回	令和5年10月1日	令和5年12月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第9回	令和5年11月1日	令和6年1月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第10回	令和5年12月1日	令和6年2月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第11回	令和6年1月1日	令和6年3月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第12回	令和6年2月1日	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
	旭川市 土別市	第1回	令和5年3月1日	令和5年7月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第2回	令和5年4月1日	
		第3回	令和5年5月1日	
		第4回	令和5年6月1日	令和5年10月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第5回	令和5年7月1日	
		第6回	令和5年8月1日	
		第7回	令和5年9月1日	令和6年1月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第8回	令和5年10月1日	
		第9回	令和5年11月1日	
		第10回	令和5年12月1日	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日 まで
		第11回	令和6年1月1日	
第12回	令和6年2月1日			
中間年 受付	中間年受付を行う全ての自治体	令和5年12月1日	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日 まで	

※令和6年度の審査基準日と資格有効期間については、令和5年12月頃に共同審査ポータルサイトに掲載する予定です。

## 10-4 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項

- ・ 追加の申請の場合の証明書等に関する注意事項は表-15のとおりです。これら以外の注意事項はP23～を参照してください。

表-15 随時受付及び中間年受付の共通書類提出に関する注意事項

書類名称	注意事項
【様式2】経営規模等評価結果通知書（総合評定値通知書）の写し	表-14に示す資格有効期間初日の1年7ヵ月前の日の直後の決算に対応したもので、かつ、複数ある場合は最新のものを提出してください。
【様式5】代表者身分証明書の写し ※個人事業主の場合	表-14に示す審査基準日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
【様式6】登記事項証明書の写し ※法人の場合	
【様式18】印鑑証明書の写し	
【様式20】納税証明書の写し	

## 11. 申請先自治体の連絡先一覧

- 申請先自治体の連絡先を表-16に示します。

表-16 自治体連絡先一覧(1/2)

	自治体名	担当課名	連絡先	住 所
石狩・空知	江別市	契約管財課	011-381-1066	北海道江別市高砂町6番地
	赤平市	財政課	0125-32-2212	北海道赤平市泉町4丁目1番地
	深川市	企画財政課	0164-26-2622	北海道深川市2条17番17号
	北広島市	契約課	011-372-3311	北海道北広島市中央4丁目2番地1
	新篠津村	総務課	0126-57-2111	北海道石狩郡新篠津村第47線北13番地
	長沼町	都市整備課	0123-76-8022	北海道夕張郡長沼町中央北1丁目1番1号
	新十津川町	建設課	0125-76-2139	北海道樺戸郡新十津川町字中央301番地1
後志	小樽市	契約管財課	0134-32-4111	北海道小樽市花園2丁目12番1号
	島牧村	施設課	0136-75-6272	北海道島牧郡島牧村字泊83番地1
	蘭越町	建設課	0136-55-7815	北海道磯谷郡蘭越町蘭越町258番地5
	二セコ町	都市建設課	0136-44-2121	北海道虻田郡二セコ町字富士見55番地
	泊村	建設水道課	0135-75-2140	北海道古宇郡泊村大字茅沼村字臼別191番地7
	余市町	財政課	0135-21-2114	北海道余市郡余市町朝日町26番地
渡島・檜山	松前町	総務課	0139-42-2275	北海道松前郡松前町字福山248番地1
	木古内町	総務課	01392-2-3131	北海道上磯郡木古内町字本町218番地
	七飯町	土木課	0138-65-5795	北海道亀田郡七飯町字本町6丁目1番1号
	鹿部町	総務・防災課	01372-7-2111	北海道茅部郡鹿部町字鹿部252番地1
	森町	契約管理課	01374-7-1088	北海道茅部郡森町字御幸町144番地1
	八雲町	建設課	0137-62-2115	北海道二海郡八雲町住初町138番地
	上ノ国町	施設課	0139-55-2311	北海道檜山郡上ノ国町字大留100番地
	厚沢部町	建設水道課	0139-64-3315	北海道檜山郡厚沢部町新町207番地
	今金町	総務財政課	0137-82-0111	北海道瀬棚郡今金町字今金48番地1
	せたな町	財政課	0137-84-5111	北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島63番地1
胆振・日高	伊達市	財産契約課	0142-82-3115	北海道伊達市鹿島町20番地1
	白老町	企画財政課	0144-82-2714	北海道白老郡白老町大町1丁目1番1号
	厚真町	総務課	0145-27-2481	北海道勇払郡厚真町京町120番地
	新冠町	建設水道課	0146-47-2518	北海道新冠郡新冠町字北星町3番地の2
	浦河町	建設課	0146-26-9010	北海道浦河郡浦河町築地1丁目3番1号
	様似町	建設水道課	0146-36-2115	北海道様似郡様似町大通1丁目21番地
	えりも町	建設水道課	01466-2-2111	北海道幌泉郡えりも町字本町206番地
	新ひだか町	契約管財課	0146-49-0278	北海道日高郡新ひだか町静内御幸町3丁目2番50号

表-16 自治体連絡先一覧(2/2)

	自治体名	担当課名	連絡先	住 所
上川	旭川市	契約課	0166-25-9701	北海道旭川市6条通9丁目46番地
	士別市	財政課	0165-26-7785	北海道士別市東6条4丁目1番地
	富良野市	財政課	0167-39-2306	北海道富良野市弥生町1番1号
	鷹栖町	建設水道課	0166-74-3312	北海道上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
	東神楽町	総務課	0166-83-2112	北海道上川郡東神楽町南1条西1丁目3番2号
	東川町	都市建設課	0166-82-2111	北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号
	上富良野町	総務課	0167-45-6980	北海道空知郡上富良野町大町2丁目2番11号
	中富良野町	総務課	0167-44-2122	北海道空知郡中富良野町本町9番1号
留萌	小平町	生活環境課	0164-56-2111	北海道留萌郡小平町字小平町216番地
	羽幌町	建設課	0164-68-7005	北海道苫前郡羽幌町南町1番地の1
宗谷	稚内市	財務課	0162-23-6391	北海道稚内市中央3丁目13番15号
	浜頓別町	建設課	01634-2-2358	北海道枝幸郡浜頓別町中央南1番地
	中頓別町	建設課	01634-8-7665	北海道枝幸郡中頓別町字中頓別172番地6
	枝幸町	財政課	0163-62-1235	北海道枝幸郡枝幸町本町916番地
	利尻富士町	建設課	0163-82-2511	北海道利尻郡利尻富士町鴛泊字富士野6
オホーツク	北見市	契約課	0157-25-1242	北海道北見市大通西3丁目1番地
	網走市	都市整備課	0152-44-6111	北海道網走市南6条東4丁目1番地
	紋別市	財政課	0158-24-2111	北海道紋別市幸町2丁目1番18号
	美幌町	財務課	0152-77-6531	北海道網走郡美幌町字東2条北2丁目25番地
	斜里町	財政課	0152-26-8214	北海道斜里郡斜里町本町12番地
	清里町	総務課	0152-25-2130	北海道斜里郡清里町羽衣町13番地
	小清水町	建設課	0152-62-4475	北海道斜里郡小清水町元町2丁目1番1号
	訓子府町	総務課	0157-47-2112	北海道常呂郡訓子府町東町398番地
	滝上町	総務課	0158-29-2111	北海道紋別郡滝上町字滝ノ上市街地4条通2丁目1番地
	西興部村	産業建設課	0158-87-2111	北海道紋別郡西興部村字西興部100番地
	雄武町	建設課	0158-84-2121	北海道紋別郡雄武町本町
	大空町	建設課	0152-74-2111	北海道網走郡大空町女満別西3条4丁目1番1号
十勝	音更町	総務課	0155-42-2111	北海道河東郡音更町元町2番地
	鹿追町	総務課	0156-66-2311	北海道河東郡鹿追町東町1丁目15番地1
	新得町	総務課	0156-64-5111	北海道上川郡新得町3条南4丁目26番地
	芽室町	総務課	0155-62-9720	北海道河西郡芽室町東2条2丁目14番地
	足寄町	総務課	0156-28-3853	北海道足寄郡足寄町北1条4丁目48番地1
釧路・根室	釧路町	財政課	0154-62-2176	北海道釧路郡釧路町別保1丁目1番地
	標茶町	管理課	015-485-2111	北海道川上郡標茶町川上4丁目2番地
	鶴居村	建設課	0154-64-2115	北海道阿寒郡鶴居村鶴居西1丁目1番地
	別海町	財政課	0153-75-2111	北海道野付郡別海町別海常盤町280番地
	中標津町	財政課	0153-73-3111	北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
	標津町	建設水道課	0153-85-7247	北海道標津郡標津町北2条西1丁目1番3号
	羅臼町	建設水道課	0153-87-2163	北海道目梨郡羅臼町栄町100番地83

様 式 集  
(建設工事編)





【様式3の2】

工事経歴書集計表

(建設工事のみ)

(単位:千円)

経 審 対 象 建 設 業	基 準 決 算 以 前 の 決 算	基 準 決 算	決 算	備 考
合 計	0	0	0	



【様式11】

# 使用印鑑届

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

※該当する自治体に○印を記入すること。

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川・留萌・宗谷	オホーツク	十勝	釧路・根室
江別市	小樽市	松前町	伊達市	旭川市	北見市	音更町	釧路町
赤平市	島牧村	木古内町	白老町	士別市	網走市	鹿追町	標茶町
深川市	蘭越町	七飯町	厚真町	富良野市	紋別市	新得町	鶴居村
北広島市	二セコ町	鹿部町	新冠町	鷹栖町	美幌町	芽室町	別海町
新篠津村	泊村	森町	浦河町	東神楽町	斜里町	足寄町	中標津町
長沼町	余市町	八雲町	様似町	東川町	清里町		標津町
新十津川町		上ノ国町	えりも町	上富良野町	小清水町		羅臼町
		厚沢部町	新ひだか町	中富良野町	訓子府町		
		今金町		小平町	滝上町		
		せたな町		羽幌町	西興部村		
				稚内市	雄武町		
				浜頓別町	大空町		
				中頓別町			
				枝幸町			
				利尻富士町			

使用印

実印

使用印と実印が同じ場合はチェックを入れてください。

上記の印鑑は、入札見積りに参加し、契約の締結並びに代金の請求及び受領のために使用したいのでお届けします。

〒

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

1. 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

## 暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

所在地 〒

代表者印(実印)

商号又は名称

代表者職氏名

私は、下記の事項について誓約します。なお、必要な場合には、他の官公庁に照会することについて承諾し、当該事項に関する書類の提出を入札参加資格申請先団体の長(以下「申請先の長」という。)から求められた場合には、指定された期日までに提出します。

### 記

- 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
  - 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
  - 自己、自己の法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
  - 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
  - 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- 1(1)から(8)までに掲げるもの(以下「暴力団等」という。)を下請契約等の相手方にしません。
- 下請契約等の相手方が暴力団等であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。
- 自己、自己の法人その他の団体又は下請契約等の相手方が暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、当該契約に係る申請先の長に報告し、警察に通報します。
- 各入札参加資格申請先団体が定める「暴力団等排除措置要綱」における「入札参加除外措置」を受けている者ではありません。

※1 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

※2 本誓約書は、提出後に団体追加を行った場合、追加した団体の長あてとしても有効とする。

※3 本誓約に基づき取得した個人情報、暴力団等を排除する目的以外には一切使用しません。

【様式13】

# 年 間 委 任 状

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

※該当する自治体に○印を記入すること。

石狩・空知	後志	渡島・檜山	胆振・日高	上川・留萌・宗谷	オホーツク	十勝	釧路・根室
江別市	小樽市	松前町	伊達市	旭川市	北見市	音更町	釧路町
赤平市	島牧村	木古内町	白老町	士別市	網走市	鹿追町	標茶町
深川市	蘭越町	七飯町	厚真町	富良野市	紋別市	新得町	鶴居村
北広島市	二セコ町	鹿部町	新冠町	鷹栖町	美幌町	芽室町	別海町
新篠津村	泊村	森町	浦河町	東神楽町	斜里町	足寄町	中標津町
長沼町	余市町	八雲町	様似町	東川町	清里町		標津町
新十津川町		上ノ国町	えりも町	上富良野町	小清水町		羅臼町
		厚沢部町	新ひだか町	中富良野町	訓子府町		
		今金町		小平町	滝上町		
		せたな町		羽幌町	西興部村		
				稚内市	雄武町		
				浜頓別町	大空町		
				中頓別町			
				枝幸町			
				利尻富士町			

私は、次の者を受任者(入札等にかかる代理人)と定め、令和5・6年度競争入札参加資格の有効期間内において、入札参加資格申請先団体の長との間に行う下記の権限を委任します。

**委任事項**

1. 見積又は入札に関する一切の権限
2. 契約の締結及び契約に定める関係書類に関する一切の件
3. 業務の履行及び契約の履行に関する一切の件
4. 入札保証及び契約保証に関する一切の件
5. 代金(前払金を含む)及び保証金の請求に関する一切の件
6. 代金(前払金を含む)及び保証金の受領に関する一切の件
7. 復代理人の選任に関する一切の件
8. 共同企業体の結成に関する一切の件
9. その他契約に関する一切の件

**■委任者**

〒 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

実印

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_

**■私(受任者)は委任されることを承諾します。**

〒 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

支店又は営業所名 \_\_\_\_\_

使用印

受任者職・氏名 \_\_\_\_\_

1. 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

【様式14】

## 競争入札参加資格申請に関する代理人の委任状

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

代理人

行政書士 氏名 \_\_\_\_\_

(代理人が行政書士法人の場合は、法人名の後に行政書士氏名を記載してください。)

登録番号 第 \_\_\_\_\_ 号

〒

事務所所在地 \_\_\_\_\_

私は、上記の者を代理人と定め、競争入札参加資格認定の申請(又は変更届等)における下記の事項に関する権限を委任します。

記

- 1 申請書類を作成(行政書士法第1条の2第1項)するための以下の事項  
・申請書類の作成に関する一切の件
- 2 上記1の書類の提出(電磁的記録にあっては申請書類等の送受信。以下同じ)を代理(行政書士法第1条の3第1項)するための以下の項目  
・申請書類の提出を代理する件  
・申請書類の補正を代理する件  
・申請に当たって、申請内容を説明又は弁明する件  
・申請を取り下げ又は撤回する件  
・提出した申請書に関する通知等をシステムにより受領する件

委任者

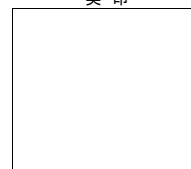
〒

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

実印

代表者職・氏名 \_\_\_\_\_



※ 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。(江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。)

【様式17】

資本関係・人的関係調書

令和 年 月 日

入札参加資格申請先団体の長 様

〒

所在地 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_

申請日現在、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体への入札参加資格審査申請において、参加する地方自治体すべての中における自社と他の申請者との資本関係又は人的関係は、次のとおりです。

記

1. 協議会参加地方自治体すべての中における他の競争入札参加資格審査申請者（資格者）との資本関係又は人的関係 [ あり ・ なし ]

2. 資本関係がある他の申請者（資格者）

- (1) 親会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

- (2) 子会社等の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

- (3) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	備考

※(3)に係る親会社等については建設業者・申請者（資格者）に限らない

3. 人的関係がある他の申請者（資格者）

登録番号	商号又は名称	所在地(市町村名)	基準に該当する者		
			氏名	自社役職名	他社役職名

注1 入札参加資格申請先団体の長とは、北海道市町村入札参加資格共同審査協議会の参加団体の長のうち、入札参加資格申請先として選択した団体の長を言う。（江別市、旭川市、北見市、網走市、美幌町を選択した場合は、水道事業管理者を含む。小樽市を選択した場合は水道事業管理者と病院事業管理者を含む。）

注2 この調書は、資本関係・人的関係の有無に関わらず提出すること。

注3 申請者は、自社と資本関係又は人的関係にある他社の北海道市町村入札参加資格共同審査協議会に参加する地方自治体（以下、「協議会参加地方自治体」という。）への入札参加資格審査申請又は名簿登録状況を申請者自身が確認した上で、記載すること。（申請について不明な場合はすべての会社を記載すること。）

注4 1で「なし」に○印を記入した場合は、2又は3の欄に記載する必要はないこと。

注5 2又は3の欄は、申請者から見た関係（「親会社等」、「子会社等」、「親会社等と同じくする子会社等同士の関係のある者」）を記載すること。なお、記入欄が足りないときは、適宜記入欄を追加した上で記載すること。

注6 記載の対象となるのは、協議会参加地方自治体への入札参加資格審査の申請者又は名簿登録者に限ること。

注7 「所在地(市町村名)」について、道内の資格者は「本店が存する市町村名」を、道外の資格者は、「本店が存する都府県名及び市町村名」を記載すること。

注8 当該調書を提出後、上記内容に変更が生じた場合には、速やかに「競争入札参加資格審査申請書変更届」に当該調書及びそれを証する書類を添えて提出すること。

注9 この調書に記載された事項が事実と相違することが明らかになった場合には、協議会参加地方自治体の規定に基づき参加停止等の措置を行うことがあること。

